

横浜市市民協働条例の

解釈・運用の手引

令和2年7月（改訂）

横浜市市民局

目次

・前文	1
<第1章 総則>	
・第1条 (目的)	4
・第2条 (定義)	5
・第3条 (市の責務)	11
・第4条 (市民等の責務)	16
<第2章 市民協働>	
第1節 市民公益活動	
・第5条 (市民公益活動)	18
・第6条 (市民活動推進基金)	23
・第7条 (支援申請等)	25
第2節 市民協働事業	
・第8条 (市民協働事業の基本原則)	30
・第9条 (市民協働事業を行う市民等の選定)	32
・第10条 (市民協働事業の提案)	34
・第11条 (自主事業)	36
・第12条 (協働契約)	38
・第13条 (秘密の保持)	41
・第14条 (負担)	43
・第15条 (事業評価)	44
第3節 中間支援組織	
・第16条 (中間支援組織)	46
<第3章 市民協働推進委員会>	
・第17条 (市民協働推進委員会)	48
・第18条 (組織)	50
・第19条 (委員の任期)	51
<第4章 雑則>	
・第20条 (報告)	52
・第21条 (読替え)	53
・第22条 (委任)	53
<附 則>	
1 (施行期日)	54
2 (適用)	54
3 (見直し)	54
・横浜市市民協働条例(全文)	55
・横浜市市民協働条例の施行期日を定める規則	60
・横浜市市民協働条例施行規則	61
・ 参考 横浜市市民活動推進条例(全文)	65

<p>【条例】 前文</p>	<p>横浜市では、これまで多くの市民の努力のもとに、自主的で自由な市民の活動に幅広く支援が行われてきた。特に不特定多数のもの利益の増進に寄与することを目的とした市民の活動の支援を推進するとともに、市民協働の発展にも力を注いできた。</p> <p>広範で豊かな市民活動があって、初めて市民協働も進展していくのである。</p> <p>いま時代の展開とともに、市民協働の現場からは、より適切なパートナーシップの構築のため、協働で行う事業の進め方等について、新たな規範を定める必要性が指摘されてきた。</p> <p>市民協働は、行政と市民、市民団体及び地縁による団体等市民協働を実施するものたちの協議によって個々に形づくられていくものである。そのため、市民協働の形態も多岐にわたることになる。</p> <p>このような市民協働による社会は、自ら目指すところにより活動していくための自由と権利が保障されている社会であるとともに、お互いを尊重し合い、自己のみの利益追求ではなく、相互に助け合うことのできる社会である。</p> <p>ここに、市民協働を進める上で必要となる横浜市の責務と踏まえておくべき基本的事項を定め、市民の活動や市民協働の環境を整備するとともに、市民の知恵や経験を市政に反映することにより協働型社会の形成を図るものである。</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>本条例は、市民活動推進条例（平成12年3月27日条例第26号）を、平成24年に議員立法により、全部改正したものです。本条例は、改正部分が広範囲にわたり、かつ、条例名の変更、規定の追加、移動等が大幅に行われたため、一部改正ではなく、全部改正としたものです。</p> <p>また、改正方法を、廃止制定ではなく全部改正としたのは、前条例そのものの趣旨、基本は維持することとし、具体的な規定を全面的に改めることとしたためです。</p> <p>改正前の「市民活動推進条例」は、平成9年10月に横浜市長の委嘱を受け、横浜市の市民活動支援のあり方について検討するため設置された「市民活動推進検討委員会」（堀田力委員長、有識者8人で構成）の最終報告（平成11年3月）の提言を踏まえ、横浜市における市民活動を推進するため制定したものです。</p> <p>その後、横浜市は、多様な主体と幅広い分野で協働の取組を進め、多くの実績を積み重ねてきました。協働の現場からは、より適切なパートナーシップの構築のため、協働で行う事業の進め方等についてさらなる規範を定める必要性が指摘されてきました。</p> <p>そうした声に応え、協働を通じて様々な主体と行政の双方の長所や知恵、経験などが、より発揮される豊かな社会を実現するため、当事者の一方でない市民代表である議員の立場・責務から改正が行われたものです。</p> <p>前文は、本条例制定の趣旨を述べたものであり、制定の理念を強調して宣明したものです。また、前文は、具体的な法規を定めたものではなく、その意味で、</p>

	<p>前文の内容から効果が生じるものではありませんが、本条例の各条とともに、本条例の一部を構成するものであり、各条項の解釈の基準を示す意義・効力を有するものです。</p>
【特徴】	<p>改正前の市民活動推進条例では、前述の市民活動推進検討委員会最終報告において提言された「横浜市における市民活動と協働に関する基本方針（横浜コード）」を、市民活動と行政の共通ルールとするため、その趣旨を条例に盛り込みました。</p> <p>「横浜コード」では、市民活動の定義、行政と市民活動との協働の原則、協働の方法などを提唱しました。また、憲法第89条後段を踏まえて、市民活動と行政が協働をすすめる上で、公金の支出や公の財産を使用する場合には、当該市民活動に①社会的公共性があること、②公費濫用を防止すること、③情報を公開することの3つの要件を必要としました。</p> <p>さらに、「公の支配」を市民による確認という新たな概念で規定しており、情報公開を行うこと（支援を受ける前及び支援事業の終了時に規則で定められた書類を市長に提出すること、また、その書類は市民活動団体及び市の両者がともに一般の閲覧に供すること）はそのポイントとなる手法としました。</p> <p>改正された本条例では、横浜コードの対等性、相互理解等の原則を踏まえつつ、「市民等（協働の主体）」、「市民協働」、「市民公益活動」、「市民協働事業」等の定義を明確にしました。さらに、新たに「市民協働事業の提案」、「自主事業」、「協働契約」、「中間支援組織」など、市民協働を行う際の仕組、責任や役割等を明確にするための規定を創設しました。</p>
【背景】	<p>平成7年1月の阪神淡路大震災では、多くの人々が現地でボランティアとして活躍し、被災者の救援活動に大きな役割を果たしました。これをきっかけに、市民による自主的な活動に対する関心や期待が大きくなりました。こうした社会情勢の中で平成10年3月には「特定非営利活動促進法」（平成10年法律第7号。以下「NPO法」という。）が成立し、平成10年12月から施行されました。</p> <p>平成23年3月に発災した、東日本大震災の際も、再び市民等による自主的な活動が、被災者救護や復興支援に大きな役割を果たすことが認識されました。市民等による様々な公益的活動が活発になってくるに従い、市民公益活動が社会において大きな存在となってきています。</p>
【解釈】	<p>横浜市では、これまで多くの市民の努力のもとに、自主的で自由な市民の活動が幅広く行われてきました。そして、特に市民の公益的活動（不特定多数のもの利益の増進に寄与することを目的とした市民の活動）の支援を推進するとともに、市民協働の発展にも力を注いできました。</p> <p>その結果、地域の活動が多様な主体によって担われる多面的な社会へと展開し、多様な主体が、相互に協働しながら多種多様なサービスを供給することになりました。これにより、福祉、環境、まちづくり、芸術、文化、国際交流・協力</p>

などにいたる広範な分野で、より豊かな市民生活が実現されてきています。

これら市民の活動の特徴は、①自発的・自立的に行われていること、②柔軟・迅速な対応が可能であること、③分野を超えた広範な活動もみられること、④非営利性、テーマ性、独創性があること、⑤市民ならではの当事者性・先駆性があることなどが挙げられます。

今後、ますます多様化するニーズや課題を解決するためには、このような市民公益活動と行政が互いにその長所を認め合い、市民公益活動の自主性・自立性を尊重しながら、適切な関係を築き、積極的に協働した活動を進めることが重要です。

このような認識が定着する中、時代の展開とともに、市民協働の現場からは、市民等（市民、市民団体及び地縁による団体等市民協働を実施するもの）と行政が協働して公共的課題を解決していく必要性が認識されてきました。協働にあたって、まず双方が対等の立場に立ち、それぞれの良いところを出し合って公共的課題の解決にあたること、協働する中でお互いに刺激を受けてさらに良い成果を生みだしていくこと、そして、身近な問題を自分たち自身の力で解決していこうとする市民等の活動を基本に、市民等と行政がともに問題を解決していくための規範づくりの必要性が指摘されてきました。

この条例でいう「パートナーシップ」とは、市民等と行政が、双方向のコミュニケーションを通じて相互の立場を主張・理解しながら、お互いの良さを生かしあえる相互補完的な関係をいいます。

また、この条例でいう「市民協働」は、市民等と行政が、地域課題や社会的な課題を解決するために、協議によって、それぞれに果たすべき役割・責任を自覚し、相互に補完し、協力し、相乗効果をあげながら、新たな公的サービスの仕組みや事業を創りだし、取り組むことをいいます。

また、その形態も多岐にわたります。

このような市民協働により形成される社会は、市民公益活動を行う様々な主体が、自発的・自立的に活動していくための自由と権利が保障されている社会であるとともに、お互いを尊重し合い、自己利益の追求を行う社会ではなく、相互に助け合う共助の社会です。

以上のような背景や認識を踏まえ、市民協働を進める上で必要な横浜市の責務と踏まえておくべき基本的事項を定めることが必要となります。

また、市民公益活動を行う様々な主体の自立化に向けての支援という立場から、市民公益活動を行う様々な主体の自立の段階に応じた協働関係や環境整備を構築することも必要となります。

そのため、市民公益活動を行う様々な主体と行政が互いにその長所を認め合い、それぞれの知恵や経験を活かしながら、豊かな協働型社会を形成していくために、本条例を制定するものです。

<p>【条例】 目的</p>	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、市民協働に関する基本的事項を定めることにより、市民等が自ら広く公共的又は公益的な活動に参画することを促進し、もって自主的・自律的な市民社会の形成に資することを目的とする。</p>
<p>【趣旨】</p> <p>【解釈】</p> <p>【市民協働】</p> <p>【公共的又は公益的な活動】</p> <p>【自律的な市民社会】</p>	<p>本条は、本条例の目的について定めるとともに、各条文の解釈に疑義が生じた場合は、前文とともに本条の趣旨に基づき、解釈・運用するためのものです。</p> <p>この条例は、市民協働に関する基本的事項を定めることにより、市民等が、安全・安心で安定した生活を送るための施策を全て行政に委ねるのではなく、自らの有するきめ細やかな対応や豊富な経験、課題解決のための知恵を、公共的又は公益的な分野に展開することで、市民等自らの共助の精神に則った自律的な地域社会・市民社会の形成に資することを目的にするために制定するものです。</p> <p>この条例でいう「市民協働」とは、市民等と行政が、地域課題や社会的な課題を解決するために、協議によって、それぞれに果たすべき役割・責任を自覚し、相互に補完・協力し、相乗効果をあげながら、新たな公的サービスの仕組みや事業を創りだし、取り組むことをいいます。</p> <p>横浜市の「協働推進の基本指針」では、協働とは、「公的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと」としています。</p> <p>「公共的な活動」とは、幅広く多くの人々が幸せに平穩に生きていくために必要な、営利を目的としない、市民が自主的に行う活動をいいます。また、「公益的な活動」とは、不特定多数のものの利益の増進に寄与する活動をいいます。</p> <p>前文に、「市民協働による社会は、自ら目指すところにより活動していくための自由と権利が保障されている社会であるとともに、お互いを尊重し合い、自己のみの利益追求ではなく、相互に助け合うことのできる社会である。」と記述されているように、基本的には他に依存しないで、経済的にも技能的にも「自立」するだけでなく、「自立」した後は、自分たちが決める方向に進んでいける「自律」を目指す市民社会をいいます。</p>

<p>【条例】 定義</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「市民等」とは、市民、法人、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に定める地縁による団体及びこれらに類するものをいう。</p> <p>2 この条例において「市民協働」とは、公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市（以下「市」という。）と市民等とが協力して行うことをいう。</p> <p>3 この条例において「市民公益活動」とは、市民等が行う公共的又は公益的な活動をいう。</p> <p>4 この条例において「市民協働事業」とは、市と市民等が第8条に定める基本原則に基づいて取り組む事業をいう。</p> <p>5 この条例において「中間支援組織」とは、市と市民等を相互に媒介し、市民等の自立と課題解決を支援するため、市民等のネットワーク化と交流促進、情報収集と提供、相談とコンサルティング、調査研究、人材育成と研修、活動支援と助成又は政策提言等を行う組織をいう。</p>
<p>【趣旨】</p> <p>【解釈】</p> <p>【市民等】</p> <p>【市民協働】</p>	<p>本条は、本条例における「市民等」、「市民協働」、「市民公益活動」、「市民協働事業」及び「中間支援組織」とは何か、ということを定義するものです。</p> <p>市民等の「市民」とは、自然人を指し、市内在住者、在勤・在学者、在住外国人、その他横浜市及び横浜市民の公益に資する活動を行うものをいいます。「法人」とは、非営利活動法人（NPO法人）、会社、学校法人、財団法人、社団法人、独立行政法人など全ての法人を指します。また、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に定める地縁による団体」とは、自治会町内会をいいます。そして、「これらに類するもの」とは、民法上の組合や権利能力なき社団（人格なき社団）など市民公益活動を遂行できる体制の整っているものをいいます。</p> <p>(参考：地方自治法)</p> <p>第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。</p> <p>本条例でいう「市民協働」とは、市民等と行政が、地域課題や社会的な課題を解決するために、協議によって、それぞれに果たすべき役割・責任を自覚し、相互に補完し、協力し、相乗効果をあげながら、新たな公的サービスの仕組みや事業を創りだし、取り組むことをいいます。その際の市民等と行政との協力の仕方</p>

<p>【市民公益活動】</p>	<p>は、人的協力、物的協力、金銭的協力、情報の共有など様々な形態が考えられます。</p> <p>また、「公共的又は公益的な活動」とは、幅広く多くの人々が幸せに平穩に生きていくために必要な、営利を目的としない、市民が自主的に行う活動又は、不特定多数のもの利益の増進に寄与する活動をいいます。</p> <p>(参考：横浜コードでいう「社会的公共性のある活動」)</p> <p>幅広く多くの人々が幸せに生きていくために必要な、営利を目的としない、市民が自主的に行う行動を指す。但し、その活動において政治活動、宗教活動及び特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する者を除く。</p> <p>なお、指定管理者制度やPFI事業者など、他の法令に基づいて市が民間事業者等と協力して行っているような事業は、「市民協働」には含まれません。</p> <p>横浜市市民活動推進条例で規定していた「市民活動」は、特定非営利活動法人(NPO法人)等の市民活動団体が行う特定非営利活動などを中心に定義していましたが、本条例でいう「市民公益活動」は、それよりも幅広い主体である「市民等」が行う活動を想定しています。また、前条例で規定していた不特定多数のもの利益の増進に寄与する「公益活動」に加え、幅広く多くの人々が幸せに平穩に生きていくために必要な、「公共的な活動」も対象にしています。</p> <p>本条例では、市民公益活動の活動主体には、政治団体や宗教団体等も含まれますが、それらの主体と行政が行う協働事業等においては、当然のことながら憲法第20条で規定する政教分離等の原則により宗教活動や政治活動との協働事業・活動は除かれることとなります。</p> <p>1 「市民活動」と「市民公益活動」の違い</p> <p>一般的な用語として使われる「市民活動」とは市民の自由な参加によって行われる自主的な活動の意味であり、生涯学習や個人の趣味的な活動、共益的・互助的な活動や社会貢献活動をいいます。これに対し市民活動推進条例では、「市民活動」とは、「営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする活動」としていました。</p> <p>本条例における「市民公益活動」とは、基本的には前条例で言う「市民活動」と同義ですが、幅広く多くの人々が幸せに平穩に生きていくために必要な、営利を目的としない、市民が自主的に行う「公共的な活動」と、一定の自主性をもって不特定かつ多数のもの利益などのある程度幅広く多くの人々の利益、社会全体の利益の増進(金銭的な「利益」ではない。)に寄与する「公益的な活動」を指します。例えば自治体町内会が、自らの団体構成員の</p>
-----------------	--

ために行う共益的・互助的な活動は一義的には市民公益活動から除かれることとなります。

2 営利を目的としない「公共的な活動」とは

一般に営利活動とは、活動を行うにあたって利益を含む活動に要する対価を受益者に負担させることをいいます。例えば、特定非営利活動促進法（NPO法）の解釈では、受益者から対価を受け取る場合でも、その余剰利益を当該団体の役員などの構成員に分配したり、高額な賃金の支払いを行ったりしなければ営利でない非営利とされています。

3 自主的に行う「公共的活動」とは

自らの意思で主体的に活動していくことで、行政からの委嘱や依頼に基づき行っている活動は、対象とはなりません。

<判断の目安>

(1) 事業計画や予算などを独自に総会等の意思決定機関で意思決定していること等を目安とします。なお、自主性の判断にあたり、事務局が行政側にあるかどうかは問いません。

(2) 区民まつりなどの各種実行委員会については、行政からの依頼によるかどうか、行政が事務局を担っているかどうかにかかわらず、団体としての意思決定がなされており、行政はあくまで事務的なサポートを行っているにすぎないものは、市民公益活動（自主的活動）とみなします。

(3) 民生委員、青少年指導員、体育指導委員の活動など、行政からの委嘱を受けて行われているものは、自主的な活動とはみなさず市民公益活動とはしません。

4 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする「公益的な活動」とは

「不特定かつ多数のものの利益」とは、いわゆる「公益」と同義であり、「社会全体の利益」を指すと解されます。「不特定かつ多数」とは、対象が特定されないことをいいます。

この条例では、原則としてその活動が「私益」（特定の個人や団体の利益）や「互助的・共益的」（構成員相互の利益）な「自助」の活動は受益者が特定されているものとして除きます。

<判断の目安>

(1) 互助的な仲間内の活動でないこと、趣味的な活動でないこと、ある特定の個人や団体のために行う活動（例：難病の〇〇ちゃんを救う会）ではないこととします。

(2) 構成員の親睦や共益、互助のために行われる「自助」の活動（例：自治

<p>【市民協働事業】</p>	<p>会町内会、老人クラブ、子供会、PTA、学童保育、母親クラブの自らの団体構成員のために行う活動)は、市民公益活動とはしません。ただし、上記の団体が公益的な活動を行う場合等は(例：自治会町内会が市域にわたる防犯活動を行う場合など)、市民公益活動となります。</p> <p>(3) 活動エリアの広狭に関わらず、互助的、共益的な活動でないものを対象とします。</p> <p>(4) サービスの対象となる人が現在のところ少数であっても、対象者が潜在的に存在することが予測されるような場合は、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としている」とします。(例：「〇〇病患者を救う活動」を行う場合で、現時点でその活動の対象者が少数であっても将来的に対象が広がる可能性があるような場合など)。</p> <p>(5) 会員制をとっている団体の活動でも、会員になるために特に制限を設けていないような場合は、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としている」ものとします。</p> <p>本条例でいう「市民協働事業」とは、第8条に規定する「市民協働事業の基本原則」に基づき、第12条の「市民協働契約」を締結して行う事業をいいます。</p> <p>これまで述べてきたように、協働の形は様々であり、市民公益活動を行う様々な主体の自立の段階等によっても行政との協働の形態は異なってきます。</p> <p>したがって、市民協働を実際に行う場合は、横浜コードに示されている委託や補助、共催・後援などの様々な協働の方法や本条例で規定された市民協働事業などの方法もこれまでどおり存在することになります。</p> <p>これまで協働契約書を締結してきたような事業がこれに該当すると考えられますが、市民協働契約を結ぶには、双方の合意が必要であり、一方的に行うことはできません。協働事業としてふさわしい事業かどうか、なぜ協働事業なのか、両者がよく話し合い、合意して契約を締結します</p>
<p>【中間支援組織】</p>	<p>本市の「協働推進の基本指針」の、「コミュニケーションの触媒となる中間組織とコーディネーター」の中で、中間支援組織を、次のように記述しています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>市民公益活動を市民自身が支える存在として、中間組織があります。中間組織は、市民活動団体と行政や他の主体との間にあって、市民活動団体に対しては、市民公益活動相互の連携や情報交換、情報や技術・技能、ノウハウの提供、ネットワーク、コーディネートなどの機能を持ち、他方で行政に対しては、市民公益活動全体の立場を踏まえて政策提言を行うものと考えられます。</p> <p>市民、NPO、自治会町内会等を媒介・ネットワークしつつ情報交流のための場を創るには、中間組織がコミュニケーションの触媒の役割を果たすこと</p> </div>

が期待されます。

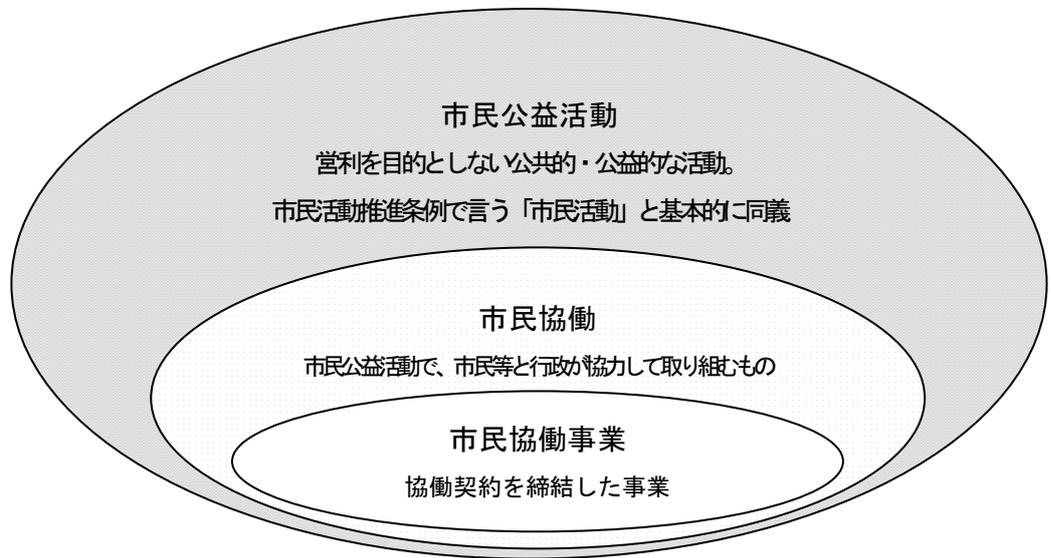
公設民営の中間組織として民間事業者（NPO 法人等）と市が協働で運営する横浜市市民協働推進センターや、各区に整備された市民活動支援センター、市・区社会福祉協議会、地域ケアプラザも地域の多様な主体の相互信頼の醸成に向けてコミュニケーションの促進を図ります。また、専門性を持った個人が双方向型のコミュニケーションの促進を担うケースも考えられます。具体的には「コーディネーター」と呼ばれる人たちがそれにあたります。コーディネーターは、まちづくりなどの専門家の他、区役所や地域施設の職員、地域の中で横断的に活動する市民が担う場合があります。

多様な主体間のコミュニケーションを促進するためには、第三者として双方をつなぐコーディネーターとそれぞれの組織内のコーディネーターと、両方必要であると言われます。また、コーディネーター同士が課題について相談し合い、支援し合うようなネットワークが求められています。

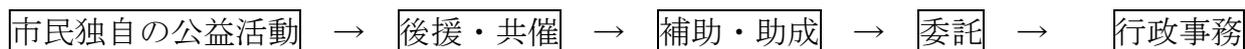
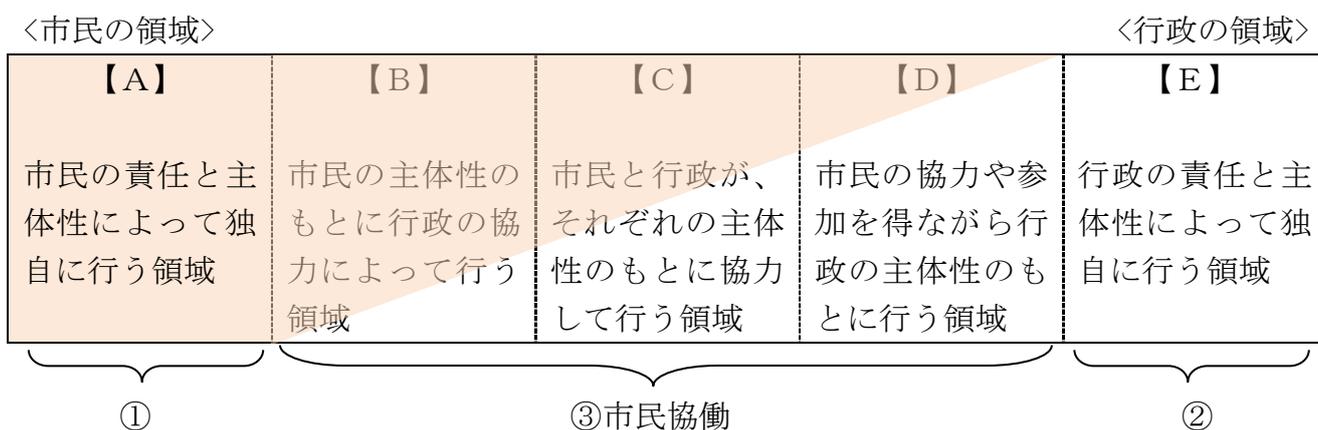
また、内閣府の「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」の中では、中間支援組織を、次のように定義しています。

中間支援組織とは、市民、NPO、企業、行政等の間にたって様々な活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立された、NPO等へのコンサルテーションや情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織を言う。中間支援組織自らがNPO等である場合もある。

【市民協働条例
の定義の関連
図】



※次の図の①+③が、「市民公益活動」の範囲であり、③が「市民協働」の範囲です。
 また、①の部分は、行政（公）の支配が及ばない範囲です。



- 「市民公益活動」 → ①+③
- 「市民協働」 → ③
- 「市民協働事業」 → ③の中で市民協働契約等を締結した事業

※なお、協働契約は、市民等と行政の双方合意のもとで締結するものであるもので、少なくとも市民等が締結を拒んでいるのにも関わらず、行政が一方的に協働契約の締結を求めることは無理があると考えています。

<p>【条例】 市の責務</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、市民公益活動及び市民協働事業が円滑に行われるために、情報の提供並びに人的、物的、財政的及び制度的にできる限りの支援をしなければならない。</p> <p>2 市は、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動が活発に行われる環境づくりに努めるものとする。</p>
<p>【趣旨】</p> <p>【解釈】 第1項</p> <p>【情報の提供】</p>	<p>この条文は、市民公益活動及び市民協働事業が円滑に行われるための市の責務と公共的・公益的な活動が活発に行われるための環境づくりに努めることを定めたものです。</p> <p>本条は、市の市民公益活動及び市民協働事業を行う上での考え方を示すものであり、助成金交付等の個別具体的な支援策の根拠となるものではありません。したがって、これまで要綱等に基づいて実施している各支援事業についても、ここでいう市の支援に該当することになります。既存の事業は、本条の考え方及び各個別事業の目的・趣旨を踏まえ、今後も各事業ごとの要綱等に基づいて行っていくことになります。</p> <p>市民公益活動及び市民協働事業が円滑に行われるために、市が情報提供や人的、物的、財政的及び制度的にできる限りの支援を行うことを定めた規定です。「できる限りの支援」とは、無制限な支援を求めるものではなく、予算上の制約、法制度的な制約、人的な制約は当然あります。また、この条例に基づく支援が行えない場合は、その旨の説明責任が、市に求められることになります。</p> <p><運用></p> <p>市が行う支援の内容は、市民公益活動に関する情報提供や、市民公益活動を行う市民等が利用できる活動場所の提供、並びに助成金の交付等の財政的支援等をいいます。</p> <p>これら以外にも、市職員等の派遣など人的応援や、ビデオプロジェクターなど団体活動で使用する備品の貸し出し等、活動の内容や状況に応じた具体的な対応も考えられます。</p> <p>1 「情報の提供」とは</p> <p>ボランティア募集や助成金の公募に関する情報、あるいは市民公益活動を行う市民等の活動・事業の内容や状況など、さまざまな市民公益活動に関する情報を収集・整理し、迅速にわかりやすく、適切な手段で広く市民に提供することをいいます。</p>

<p>【人的、物的、財政的及び制度的にできる限りの支援】</p>	<p>2 人的、物的、財政的及び制度的にできる限りの支援</p> <p>(1) 人的支援</p> <p>近年、スポーツや文化のイベント等において、民間と行政との実行委員会形式の協働事業が行われることも多くなっています。このような際に、行政側からも実行委員会のスタッフを派遣したり、人による応援を行うなど人的な支援を行うことを想定しています。</p> <p>(2) 物的支援</p> <p>市民公益活動を行う際に、行政が保有する資材（備品等）の貸し出し等を行うことを想定しています。また、「活動場所の提供」なども、物的支援に含まれます。具体的には、会議や打合せ、印刷物の作成等の事務作業など、市民公益活動として行われる活動のための場所を提供することをいいます。</p> <p><活動場所の提供に該当する施設例></p> <p>地区センター、コミュニティハウス、地域ケアプラザ、福祉保健活動拠点、国際交流ラウンジ、フォーラムよこはま、各区の市民活動支援センター、区民文化センター、スポーツセンター 等</p> <p>(3) 財政的支援</p> <p>市民公益活動の自立化を進めることを視野に入れて、市民公益活動と市との関係のレベルに応じて、市民活動事業に対する補助金・助成金等による支援をいいます。</p> <p><財政的支援に該当する既存の制度></p> <p>(市が支援しているもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よこはま夢ファンド(横浜市市民活動推進基金) (市民局) 等 <p>(外郭団体を通じて支援しているもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あいあい基金 (市社協) ・ふれあい助成金 (市・区社協) ・障害者年記念基金 (市社協) 等 <p>(税制の優遇)</p> <p>この条例に基づくものではありませんが、「横浜市市税条例」(昭和25年横浜市条例第34号) 第39条第1項第3号及び同条例施行規則第18条の3第4項の規定に基づき、NPO法人で収益事業を行わないものについては、必要に応じてその納付すべき市民税の均等割の全額を減免することができることになっています。</p>
----------------------------------	--

【参照法令】

○横浜市市税条例

(市民税の減免)

第39条 市長は、市民税の納税者につき次の各号の一に該当する事実があると認めた場合は、市民税を減免することができる。

(1) 災害を受けた場合で減免を必要とするとき。

(2) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける場合で減免を必要とするとき。

(3) 公益上その他の事由により、特に減免を必要とするとき。

2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、申請書にその事由を証する書類を添え、納期内に市長に提出しなければならない。

○横浜市市税条例施行規則

(市民税の減免)

第18条の3

(第1項から第3項まで 省略)

4 市長は、法第312条第3項第4号に掲げる公共法人等については、条例第39条第1項第3号の規定により、必要に応じてその納付すべき均等割の全額を減免することができる。

(4) 制度的支援

ア 市民公益活動関係者の人材育成のための研修

市民公益活動を行うものと行政との協働を進めるため、市民公益活動団体の能力開発や行政における意識改革のための研修を行い、相互理解を進めることは重要です。

条文の例示にはありませんが、市民公益活動を推進するための施策として、市民公益活動を行う市民等の運営能力等の開発を図るための講座、研修会(人材派遣を含む)や、行政職員に対する、市民公益活動との協働に関する理解を図る研修等の実施も重要な取組みとなります。

イ 外郭団体への適用

この条例は、本市の外郭団体の事業にまで直接効力を持つものではありませんが、各外郭団体においても、この条例における市民協働推進の理念を踏まえ、市民公益活動及び市民協働事業に対する各種支援事業を展開していくことが望ましいと考えています。

ウ 市民公益活動及び市民協働事業推進に当たっての庁内の総合窓口

この条例の施行に伴う制度に関する問い合わせへの対応や、市民協働推進委員会運営に関する事項の処務については、市民局地域支援部市民協働推進課が行うものとします。

<p>【支援の対象】</p>	<p>支援の対象となる市民公益活動及び市民協働事業は、本条例第2条に定める「市民公益活動」及び「市民協働事業」の定義に該当するものになります。</p> <p>また、既存の市民公益活動だけを対象としているのではなく、新たに生まれる市民公益活動も対象となります。</p> <p>市民公益活動の非営利性に着目したとき、その活動が一般的に高額な受益者負担を求めるものであったり、職員に高額な賃金を払っていたり、高額な内部留保を行っていたりするものは除かれます。特に助成金交付に当たっては、活動により利益を出すような団体には支援を行いません。</p> <p>また、支援を行っていくに当たり、対象となった市民公益活動の既得権益化に留意しなければなりません。今後ますます市民公益活動が活発化し、その領域が拡大・拡充されていくことが望まれる中で、支援の対象や内容、レベルについては、担当部局のみならず、庁内横断的な検討・調整やこの条例により設置される市民協働推進委員会等での検討を進める必要があります。</p>
<p>第2項</p>	<p>上記の施策を適切に推進することにより、多種多様な分野、形態の市民公益活動が、自主性などその特性を生かしながら活動することができる環境をつくることをいいます。</p> <p>市民公益活動には、多岐にわたる分野、形態があり、活動ごとに市の支援施策の方針、方法はさまざまです。そのため、本条例においてはあくまで基本的事項を定めるにとどめ、具体的施策については、個々の事業の内容や形態に合わせ、条例の趣旨に則った施策を展開していくことになります。</p> <p>市は、「市民公益活動」が独自の特性を持っていることや、行政とは異なる公益的なサービスを供給できることなどを念頭に置きながら、当該活動を促進・推進するための施策の立案・実施に努めるものです。</p> <p>また、市民公益活動が活発に行われる環境づくりは、行政だけで一方的に進めていくものではありません。これまで行政が提供してきた公共サービスの諸事業についても、多様な供給主体から様々なサービスが展開され、個々の事業分野の活動団体の事業を市民の皆さんがより把握・理解することによって、それぞれの連携が深まり、結果として多様なニーズや状況に応じた具体的な対応も可能になっていくことが大切です。行政の役割や責務のあり方も、それぞれの市民公益活動が有する方向性・可能性に留意して、相互の合意が図られたものになっていく必要があります。</p> <p>さらに、市が行う協働推進に関する施策は、本来、その推進において市が行うべきものは何かということを明らかにしながら企画・実施されなければなりません。「協働」するうえで、過度になりすぎず、かつ不足でもない的確な支援をどのように市が判断していくかが課題となります。また、具体的な支援の内容や事業の実施方法など、市の施策が「市民公益活動」にどのように関わっていくのかということについては、庁内の横断的な検討はもとより、本条例第17条により設置される市民協働推進委員会などで、より一層の議論が行われていく必要があります。</p>

	<p>ます。</p> <p>そして、市職員の業務執行の姿勢・意識についても、条例そのものの理解・解釈の促進が、究極的には自らの仕事のあり方を問うこととなり、業務の遂行に反映されていかなければなりません。たとえば、補助金・助成金の執行や契約のあり方、様々な活動主体との窓口対応の姿勢など、日常業務のすべてにわたり不断の見直しを伴うものであることを認識することが大切になります。</p>
--	---

<p>【条例】 市民等の責務</p>	<p>(市民等の責務)</p> <p>第4条 市民等は、市から財政的支援を受けた市民公益活動及び市民協働事業については公正に行わなければならない。</p> <p>2 市民等は、その特性を生かしながら市民協働事業を行うとともに、活動内容が広く市民の理解を得られるように努めなければならない。</p>
<p>【趣旨】</p> <p>【解釈】 第1項</p> <p>第2項</p> <p>【その特性を生かしながら】</p> <p>【市民の理解が得られるよう努める】</p>	<p>この条文は、市民公益活動や市民協働事業の役割・特性を踏まえ、市民公益活動や市民協働事業を行う市民等の責務を明記したものです。</p> <p>市民等は、市から委託料や補助金等の財政的支援を受けて、市民公益活動及び市民協働事業を実施する場合は、少なくともサービスの提供や受益の機会を開くことなどにおいて、公正さを持って行うことが求められます。</p> <p>市民等は、行政にない市民等の持つ長所を生かしながら市民協働事業を行うとともに、活動内容が広く市民の理解を得られるよう、自ら情報公開等に努めなければなりません。</p> <p>1 「市民等は、その特性を生かしながら」について</p> <p>行政は、公平、平等、中立といった行動原理にしばられる面があり、多様化、複雑化している社会のニーズに事実上迅速に応えにくくなっている面があります。</p> <p>市民公益活動は、①自発的・自立的に行われていること、②柔軟・迅速な対応が可能であること、③分野を超えた広範な活動もみられること、④非営利性、テーマ性、独創性があることなどの特性を有しています。</p> <p>そして、これらの特性をもとに、①行政や企業にはその性質上対応できない分野や市民公益活動によることがより成果が期待できる分野で、ニーズに応じた適切なサービスが提供できる、②ニーズや必要性などが共感されさえすれば、先駆的・冒険的な活動ができ、また行政に対する提案ができる、③個別のニーズにきめ細かく弾力的に応えることができる、④学校、家庭、職場、職域などの日常生活にとどまらない、市民の自己実現の機会など、その特性を生かした活動を期待するものです。</p> <p>2 「市民の理解が得られるよう努める」について</p> <p>市民公益活動は、市民に理解され、広く市民の支持を得ることで、活動への参加や協力を求めやすくなります。また、活動の充実・発展を図ることができます。そのためには、活動の状況や成果、助成金や寄附金・会費なども含めた活動運営状況について、積極的に市民に知ってもらおうとする姿勢が、当該団</p>

	<p>体はもとより今後の市民公益活動をより発展させるものとなり、こうした努力を求めているものです。</p> <p>具体的には、広報紙の発行、事業報告会の開催、ホームページの作成等自ら積極的に情報を公開していくことが有効となります。</p> <p>なお、企業等の法人が行う市民公益活動についても、その活動が理解されるよう情報公開を推進することは、他の活動と同様に必要となります。</p>
--	--

<p>【条例】 市民公益活動</p>	<p>第2章 市民協働 第1節 市民公益活動 (市民公益活動) 第5条 市は、市民等が行う市民公益活動(次の各号に掲げるものを除く。)を特に公益性が高いと判断したときは、活動場所の提供及び財政的支援をすることができる。</p> <p>(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動</p> <p>(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動</p> <p>(3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動</p> <p>(4) 営利を主たる目的とする活動</p>
<p>【趣旨】</p> <p>【解釈】</p>	<p>この条文は、市民公益活動から、具体的に除外される活動を改めて明記しました。また、市が特に公益性が高い市民公益活動と判断した場合は、一般的支援に加え、さらに活動場所の提供及び財政的支援を行うことができることを明記したものです。</p> <p>※一般的支援について ここでいう一般的支援とは、従来から実施している場の提供や相談窓口などをいいます。</p> <p>本条例第2条第3条において、「市民公益活動」については、定義していますが、本条項で改めて、本条各号に規定する活動については、市民公益活動から除外することを明確にしました。</p> <p>なお、この条例で適用する市民公益活動の範囲は、市民協働及び市民協働事業の範囲とも同義であるため、具体的な市民協働や市民協働事業を行う際にも、次の活動は除かれることになります。</p> <p>その上で、市が特に公益性が高い市民公益活動と判断した場合は、一般的支援に加え、さらに活動場所の提供及び財政的支援を行うことができるとしました。ただし、本条項に基づきさらに活動場所の提供及び財政的支援を行う場合は、当然のことながら、市に説明責任が求められることになります。</p>
<p>【宗教活動】</p>	<p>1 宗教活動について この条例でいう宗教活動は、「宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動」をいいます。</p>

<p>【政治活動】</p>	<p>宗教団体の名で行うその宗教目的を達成するための諸活動は、条例の対象となる市民公益活動とはしませんが、宗教団体が、別途独自に公共的又は公益的な福祉活動等を行う場合は、条例上の市民公益活動となります。</p> <p>2 政治活動について</p> <p>この条例でいう政治活動とは、「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動」をいいます。ここでいう政治上の主義とは、政治によって実現しようとする基本的、恒常的、一般的な原理や原則を示すもので、例えば、自由主義、民主主義、資本主義、社会主義、共産主義などがこれにあたります。</p> <p>具体的には、政治上の主義の普及宣伝行為として行う時局講演会及び開催告知のポスター、看板の掲示等が政治活動に該当すると考えられます。</p> <p>ここでは、NPO法同様、政治資金規正法で言う「(政治上の) 施策」は含めてはいません。したがって、政策提言など政治によって実現しようとする具体的な施策推進などの活動については市民公益活動になると考えられます。</p>
<p>【選挙活動】</p>	<p>3 選挙活動について</p> <p>この条例でいう選挙活動とは、「特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動」をいいます。特定の人や政党それ自体を対象とすることを目的とする活動は、この条例の市民公益活動からは除かれることとなります。</p> <p>例えば、主張を同じくする議員を選挙で推すことを目的としたり、公職にある者あるいは政党に対してアンケートを採り、その結果に基づき主張を同じくした者や政党に対して、団体等の活動として、活動支援することが該当します。例えば演説会場の設営に参加し、集会への参加を呼びかけ、あるいは応援演説をする等の活動を行うことは、選挙・政治活動一般に対する支援活動を目的とすることと同視できるものとして除かれます。また活動の一環として政治資金を寄附することを目的とするものは当然政治・選挙活動として市民公益活動からは除かれます。</p> <p>ただし、特定の候補者が参加する活動であっても、特定の人や政党それ自体を対象とすることを目的とする活動かどうかについては、活動全体の中で客観的に判断することになります。</p> <p>※なお、この条項の宗教活動、政治活動及び選挙活動の定義に「主たる」を入れない理由は、憲法第20条の政教分離等の趣旨から、宗教活動や政治活動との協働は当然除かれるものであり、宗教活動や政治活動への関わりが少しでもあるものは、「主たる」「従たる」に関わらず基本的には除かれる旨を明確にしているものです。</p>

<p>【営利を主たる目的とする活動】</p>	<p>4 営利を主たる目的とする活動について</p> <p>市民公益活動は、本条例第2条第3項において、「市民等が行う公共的又は公益的活動」と定義しています。このうち、当該活動が公共的活動にあたる場合は、当然非営利を前提していますので問題は生じませんが、公益的活動に該当する場合は、営利又は収益的活動が含まれてきます。しかし、その場合でも、全体的な均衡を見た中で、営利を主たる目的とする活動の場合は市民公益活動に含めないことを明確にしているものです。</p> <p>※なお、市民活動推進条例の中で除外される活動とされていた「公益を害するおそれのあるものの活動」については、具体的には、暴力団やカルト集団などが行う活動を指していました。しかし、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」、「横浜市暴力団排除条例(平成23年条例第51号)」等の法整備がなされたことにより、この条例の規定からはずれましたが、当然のことながら、「公益を害するおそれのあるものの活動」は、市民公益活動の対象外となります。</p> <p><運用></p> <p>具体の活動が、本条に定義する市民公益活動に該当するかどうかの判断は、上記解釈を基準とし、活動団体の定款や事業計画などの客観的な内容によって、個々の活動ごとに判断することになります。</p>
<p>【特に公益性が高いと判断したとき】</p>	<p>「特に公益性が高いと判断したとき」とは、一般的支援以上に、不特定多数のものの利益の増進に寄与するものである必要があります。したがって、具体的には、各事業部局の政策的な判断を要することになりますが、市の重要施策に合致する場合、緊急的に大きな支援を行う必要がある場合等が考えられます。</p> <p>この場合の「活動場所の提供」は、公的施設の一部又は全部を、事務室や活動場所として、優先的・独占的に占有することを認めるなどのことをいいます。したがって、市民公益活動を行う際の公的施設の一般使用は、これまでどおり高い公益性は必要とせず、施設の設置目的等に沿って利用していただくこととなります。</p> <p>また、この場合の「財政的支援」は、一般支援以上の補助・助成等の経済的な支援等を行うことをいいます。</p> <p>【 参照法令 】</p> <p>○日本国憲法 (信教の自由、国の宗教活動の禁止)</p> <p>第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。</p>

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国又はその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

○宗教法人法

(宗教団体の定義)

第2条 この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

○政治資金規正法

(定義等)

第3条 この法律において「政治団体」とは、次に掲げる団体をいう。

- (1) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- (2) 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- (3) 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる活動を主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
 - イ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - ロ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

○公職選挙法

(公職の定義)

第3条 この法律において「公職」とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいう。

○特定非営利活動促進法

(定義)

第2条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

- 2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。
 - (1) 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。
 - イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
 - ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。
 - (2) その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

別表（第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

<p>【条例】 市民活動推進基金</p>	<p>(市民活動推進基金)</p> <p>第6条 市民公益活動を財政的に支援するために、市に横浜市市民活動推進基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>2 市が基金に積み立てる額は、歳入歳出予算をもって定める。</p> <p>3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>4 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。</p> <p>5 基金は、その設置の目的を達成するために必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>
<p>【趣旨】</p> <p>【解釈】</p>	<p>この条文は、従前の市民活動推進条例第7条から第11条までに規定した、横浜市市民活動推進基金(よこはま夢ファンド)に係る条文を一つに整理したものです。</p> <p>地方自治法第241条に基づき設置する横浜市市民活動推進基金(よこはま夢ファンド)の設置根拠、基金の運用、基金の管理に要する経費の計上、基金の処分等に関する規定です。</p> <p>市民活動推進基金は、公益的活動に賛同する市民・企業の寄附によりNPO法人等の活動が支えられ活性化することで、多くの市民の皆さんが市民公益活動によるきめ細かなサービスを受けられる社会を目指し、平成17年に設置されたものです。</p> <p>この基金の設置により、社会貢献活動に対する市民や企業の理解を促進し、寄附文化を醸成するため、公益性の高い活動団体に対して寄附が集まりやすい仕組みができました。また、活動団体が自らの活動のPRや自立のための財政収入の確保に努力するなどが期待できます。</p> <p>【 参照法令 】</p> <p>○地方自治法 (基金)</p> <p>第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。</p> <p>2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。</p>

	<p>4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。</p> <p>5 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。</p> <p>6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。</p> <p>7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。</p> <p>8 第2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。</p>
--	--

<p>【条例】 支援申請等</p>	<p>(支援申請等)</p> <p>第7条 市民等は、市から助成金の交付、施設の優先的使用等特別な支援を受けて市民公益活動を行うときは、あらかじめ規則で定める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市民等は、前項の活動が終了したときは、速やかに、事業報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定により提出された書類について、当該市民等に報告又は説明を求め、その結果に基づいて必要な措置を講ずることができる。</p> <p>4 市長及び当該市民等は、規則で定めるところにより、第1項及び第2項に規定する書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。</p>
<p>【趣旨】</p> <p>【解釈】 【本条項の適用】</p>	<p>この条文は、市民公益活動を行う市民等は、市から助成金の交付、施設の優先的使用等特別な支援を受けて事業を行うときに、必要となる提出すべき書類及び関係書類の閲覧等について規定したものです。市が市民公益活動に対して財政的な支援等を行う場合の必要事項、手続等について規定したもので、この条文をもって市からの個別の支援を義務づける根拠とするものではありません。</p> <p>憲法第89条後段では、公の支配に属しない慈善・教育・博愛の事業に対する公金その他の公の財産の使用を禁止しています。市民公益活動は、慈善・教育・博愛の事業との重なりが大きいため、助成金の交付等の支援に関しては、特に憲法第89条後段との適合性が問題となります。横浜コードでは、憲法第89条との整合性を図るために、①当該活動に社会的公共性があること、②公費濫用を防止すること、③情報を公開することの3つの要件を必要とするとしており、これらを踏まえて当該活動を市民的な「公の支配」に属させるために、関係書類の閲覧を求める規定が盛り込まれています。</p> <p>本条例では、市民公益活動を行う市民等は、助成金の交付、施設の優先的使用等特別な支援を受けて事業を行うときは、支援を受ける前及び支援事業の終了後に書類を市長に提出すること、また、その書類は、市民公益活動を行う市民等及び市の両者が一般の閲覧に供することで、横浜コードにいう情報の公開を担保することとしています。</p> <p>なお、公金の支出や公の財産の使用を伴わないで協働するケースも種々存在しますが、それらの活動は、憲法第89条とは関連のない部分であり、行政と協働することの全てが憲法問題と関連するというものではありません。</p> <p>1 本条項の適用について</p> <p>市民公益活動を行う市民等が、助成金の交付又は施設の優先的使用等を市長に申請する場合に、本条の規定が適用されます。</p>

<p>【対象となる公金の支出】</p>	<p>2 対象となる公金の支出について</p> <p>市民公益活動に対する補助金（助成金）、利子補給金、貸付金等の支出が、本条項で規定する「助成金の交付」に該当します。</p> <p>＜判断の目安＞</p> <p>(1) 区局が主催又は共催で行う事業に対し公金を支出する場合は、負担金により支出する事例が多いと思われませんが、これは協定書等に基づき行政が負担すべき額を支出しているものであり、本条の対象となりません。</p> <p>(2) 委託事業については、本来行政責任において行われる事業であるため、本条の対象となりません。</p> <p>(3) 市民公益活動を行っている団体に公金が渡っているものを対象とし、団体との会合に要する費用を行政が直接執行する場合や、行政が市民公益活動に対して助言を行うアドバイザーを派遣した場合に、行政がアドバイザーへの謝金を支払う、といった場合については本条の対象となりません。</p> <p>(4) 行政から社会福祉協議会などの外郭団体に補助金等として支出したものを、補助を受けた団体が助成事業として市民公益活動に支出している場合は対象とはなりません。また、各外郭団体においても、本条の趣旨を踏まえ、本市の取扱いに準じて閲覧するよう努めるものとします。</p>
<p>【施設の優先的使用等特別な支援】</p>	<p>3 施設の優先的使用等特別な支援について</p> <p>この条例でいう市民公益活動に対して、施設の定期使用、独占使用、受付期間前の優先予約、使用料の減免等一般的な使用とは異なる特恵的な取り扱いをする場合が本条項の対象となります。</p> <p>通常の施設目的に沿った利用条件のもとに使用する、一般的な施設利用については、本条の対象とはなりません。</p> <p>＜判断の目安＞</p> <p>(1) 優先的使用の対象となる施設は、直営施設のみならず、外郭団体や運営団体等へ運営委託あるいは指定管理等している施設も含まれます。</p> <p>ただし、運営を委託等している施設で、受託団体の事業として使用する場合は対象となりません。また、外郭団体等に無償貸与している施設は対象としません。</p> <p>(2) 区局の事業として施設を優先的に使用する場合は、対象となりません。</p> <p>ア 局区が「共催」する事業で、施設を優先的に使用するときは、行政も主体になるので、本条項の適用は受けません。</p> <p>イ 区局が「後援」する事業で、施設を優先的に使用するときは、当該事業は市民公益活動が主体となるものなので、本条項の適用を受けることとなります。</p> <p>(3) 図書コーナーやロビーのように予約なしで使用できる部分の使用は対</p>

<p>【市長に提出しなければならない書類】</p>	<p>象となりません。</p> <p>(4) 定期使用・優先予約に当たっては、有料・無料は問いません。</p> <p>4 市長に提出しなければならない書類について 市長に提出しなければならない書類とは、次のようなものを想定しています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p><あらかじめ提出する書類></p> <p>(1) 助成金の交付を受ける場合</p> <p>ア 申請するとき</p> <p>(ア) 助成金の交付を申請する書類（申請理由を記載したもの）</p> <p>(イ) 助成金の交付を受けて行う事業の計画及び当該事業の収支予算を記載した書類</p> <p>(ウ) 当該年度の活動計画及び収支予算を記載した書類</p> <p>(エ) 前年度の活動実績及び収支計算を記載した書類</p> <p>(オ) 規約、定款その他これらに類する書類</p> <p>イ 交付を受けるとき</p> <p>助成金の交付を決定した書類の写し（決定理由を記載したもの）</p> <p>(2) 施設を優先的に使用する場合</p> <p>ア 申請するとき</p> <p>(ア) 施設の優先的使用を申請する書類（申請理由を記載したもの）</p> <p>(イ) 施設を優先的に使用して行う事業の計画及び当該事業の収支予算を記載した書類</p> <p>(ウ) 前号ア(ウ)から(オ)までに掲げる書類</p> <p>イ 使用するとき</p> <p>施設の優先的使用を決定した書類の写し（決定理由を記載したもの）</p> <p><事業終了後提出する書類></p> <p>(1) 助成金の交付を受けた場合</p> <p>助成金の交付を受けて行った事業の結果及び当該事業の収支計算を記載した書類</p> <p>(2) 施設を優先的に使用した場合</p> <p>施設を優先的に使用して行った事業の結果及び当該事業の収支計算を記載した書類</p> </div>
---------------------------	--

【必要な措置】

5 「その結果に基づいて必要な措置を講ずることができる」について
 市民公益活動を行う市民等に報告又は説明を求めた結果、当該書類に不備があった場合などに、市は、市民公益活動を行う市民等に対して是正(記載事項の変更要請等)を求めることができます。また、その結果に基づいて、助成金の不正な使用等が判明した場合は、助成金の返還命令等必要な措置を講ずることができることを明確にした規定です。

公費濫用を防止するためには、補助対象の公正な選定、支援事業終了後の報告、取消・返還権の担保等が行われなければなりません、これらについては、個別に各支援事業の要綱等で定めなければなりません。

【閲覧の方法】

6 閲覧の方法について

閲覧の方法は、次のとおりとします。また、閲覧場所等の具体的な事項については、各事業の要綱等で定めることとなります。

閲覧に供する者	市民公益活動を行う市民等	市長
閲覧に関する事項		
閲覧場所	主たる事務所の所在地又は代表者の住所その他市民等が指定する場所	助成金の交付又は施設の優先的使用を決定した部署の事務所
閲覧時間	市民等が指定する時間	助成金の交付又は施設の優先的使用を決定した部署の事務所の事務取扱時間
閲覧期間	<あらかじめ提出する書類> 助成金の交付を受け、又は施設を優先的に使用するなどの日から2年間 <事業終了後提出する書類> 当該書類を市長に提出した日から2年間	

(1) 閲覧に供する書類は原本でも写しでも構いません。

したがって、提出された書類の写しを閲覧用書類としてファイル等に保存し、一般の閲覧に供する取扱いも可能です。

(2) 「助成金の交付又は施設の優先的使用を決定した部署の事務所」とは、

<p>【情報公開条例との関係】</p>	<p>当該支援を決定した事業所管課をいいます。</p> <p>(3) 閲覧時間について</p> <p>ア 「市民等が指定する時間」は、市民公益活動を行う市民等との調整によることとなります。</p> <p>イ 「助成金の交付又は施設の優先的使用を決定した部署の事務所の事務取扱時間」とは、事業所管課の執務時間となります。</p> <p>(4) 書類の閲覧期間については、書類の保存等に係る市民等の負担を考慮し、あらかじめ提出する書類については、助成金の交付を受けた日から、また施設を優先的に使用する日からそれぞれ2年間とし、事業終了後提出する書類についても、当該書類を市長に提出した日から2年間とします。なお、2年経過後も、市は行政文書分類表に定める保存期間中は当該書類を保存することになるので、2年経過後も、保存期間中は情報公開条例に基づく開示請求の対象文書となります。</p> <p>(5) 書類の写しの交付は、各事業所管部署等の判断によるものとします。</p> <p>閲覧希望者に写しの交付を求められた場合は、「各区局で閲覧に供されている行政資料等の複写」の方法に準じることとします。</p> <p>7 情報公開条例との関係について</p> <p>本件の情報公開は、市民活動推進検討委員会の答申を受け、簡易な手続きにより書類の閲覧ができるという方法がより適切であるとの考えにより、情報公開条例に基づく開示請求によらずに、情報提供を行うという観点から、一般の閲覧に供するものとしたものです。したがって、情報公開請求自体を妨げるものではありません。</p> <p>【 参照法令 】</p> <p>○日本国憲法 (公の財産の支出利用の制限)</p> <p>第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。</p>
---------------------	---

<p>【条例】 市民協働事業の 基本原則</p>	<p>第2節 市民協働事業 (市民協働事業の基本原則)</p> <p>第8条 市及び市民等は、次に掲げる基本原則に基づいて、市民協働事業を行うものとする。</p> <p>(1) 市及び市民協働事業を行う市民等は、対等の立場に立ち、相互に理解を深めること。</p> <p>(2) 市及び市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業について目的を共有すること。</p> <p>(3) 市及び市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業について、その情報(第13条に規定する秘密を除く。)を公開すること。</p> <p>(4) 市及び市民協働事業を行う市民等は、相互の役割分担を明確にし、それぞれが当該役割に応じた責任を果たすこと。</p> <p>(5) 市は、市民協働事業を行う市民等の自主性及び自立性を尊重すること。</p>
<p>【趣旨】</p> <p>【解釈】 【市民協働事業 を行う】</p> <p>【対等の立場に 立ち、相互に理 解を深める】</p>	<p>この条項は、「横浜コード」でいう「協働の原則」を基本に、市民等と市が協力して市民協働事業を行う場合の基本原則として、明記したものです。</p> <p>1 「市民協働事業を行う」について 横浜コードでは、市民活動(市民公益活動)を行う市民等と行政が協働する場合の「協働の6原則(対等の原則、自主性尊重の原則、自立化の原則、相互理解の原則、目的共有の原則、公開の原則)」を示しています。 したがって、市民公益活動を行う市民等と行政が協働する場合は、これまでどおり、横浜コードの原則を踏まえて、事業等を行うこととなります。 そして、特にこの原則を踏まえ、本条各号に規定する基本原則に基づき、市民等と行政が、本条例第12条に規定する「協働契約」を締結して事業を行う場合が、「市民協働事業を行う」ということとなります。</p> <p>2 「対等の立場に立ち、相互に理解を深める」について 市民協働事業を行う市民等は、行政の下請けではないこと、言い換えれば上下の関係ではなく横の対等関係であることを認識すること、市民協働事業を行う市民等と行政のそれぞれの長所短所を理解するように努めた上で、相互の役割を果たしていくことをいいます。 そもそも市民公益活動及び市民協働事業を行う市民等と行政とは、公共的課題の解決に取り組むもの同士として協力し合う場面もあれば、緊張関係にある場合ももちろんあります。 行政と市民公益活動及び市民協働事業を行う市民等とが補助、助成、あるいは委託等の関係となった場合、「対等」の立場で相互の連携・協力が図られる</p>

<p>【目的を共有すること】</p>	<p>かどうか、問題となることもあります。</p> <p>市民公益活動及び市民協働事業を行う市民等自らが有する目的や考えを、行政としての施策の目的、事業の趣旨及び内容並びに地域の特性等に照らして、双方がともに尊重して活動していくことが大切になります。</p>
<p>【その情報を公開すること】</p>	<p>3 「目的を共有すること」について</p> <p>協働による公共的課題の解決は、不特定多数の第三者の利益に寄与することをその目的とするものです。したがって、市民協働事業を達成するための目的が何であるかを市民等と行政の両者が、共通に理解し、共有されることをいいます。</p> <p>4 「その情報を公開すること」について</p> <p>市民協働事業を行う市民等と行政の関係が、外からよく見える、開かれた状態であることが必要となります。そのためには、市民等と行政の両者についての基本的事項が情報公開されているとともに、横浜市民が、それらのことについて確認することができるよう、情報の公開により透明性が保たれていることが必要です。さらに、一定の要件を満たせば誰もがその関係に参入できることが、公共的課題解決に関する協働に欠かせない条件になります。但し、本条例第13条に規定する秘密については、公開の対象外としています。</p>
<p>【それぞれが当該役割に応じた責任を果たすこと】</p>	<p>5 「それぞれが当該役割に応じた責任を果たすこと」について</p> <p>市民協働事業は、条例第12条に規定する「協働契約」を締結した事業が対象となります。したがって、協働事業を行う市民等と行政は、同条第2項に規定する協働契約書に定められた「事業の役割、費用および責任の分担」に基づき、協働を進めることが求められます。</p>
<p>【市民活動の自主性及び自立性を尊重すること】</p>	<p>6 「市民公益活動の自主性及び自立性を尊重すること」について</p> <p>市民協働事業を行うにあたっては、公共的課題に対して弾力的に対応できる等、市民協働事業を行う市民等の持つ長所を十分に生かすことが大切であり、市民等の自主性を尊重することが重要です。</p> <p>また、公共的課題を協働して解決するパートナーにふさわしく、自立して独自の事業を展開できる市民等が数多く育っていくことが、今後の地域社会にとって重要です。市民協働事業を行う市民等と行政が依存や癒着の関係に陥ることのないよう、市民等と行政の両者が、常に自立した存在として協働を行っていくことが重要になります。</p>

<p>【条例】 市民協働事業を行う市民等の選定</p>	<p>(市民協働事業を行う市民等の選定)</p> <p>第9条 市長は、市の発意に基づき市民協働事業を行おうとするときは、その相手方となる市民等を公正な方法により選定しなければならない。</p> <p>2 市長は、市民協働事業の相手方となる市民等の選定に当たっては、当該市民協働事業に必要な技術、専門性、サービスの質その他の事業を遂行する能力を総合的に考慮しなければならない。</p>
<p>【趣旨】</p> <p>【解釈】</p> <p>【事業者選定段階の課題】</p> <p>【市民等の公正な方法による選定】</p>	<p>この条例により行う市民協働事業は、横浜市から市民等への提案と市民等から横浜市への提案の二通りがあります。この条項は、横浜市の発意・提案による市民協働事業を行う場合の市民等の選定について、明記したものです。</p> <p>1 事業者選定段階の課題について</p> <p>現行の市民協働事業者選定においては、ややもすると、行政が考える画一的なサービス内容を基準として協働事業者の選定が行われがちです。しかし、複雑化・多様化するニーズにきめ細かく対応していくためには、サービス内容の基準を検討する企画段階から、市民協働事業を行う市民等の意見等を十分に反映させながら進めていくことが望ましい場合もあります。そのためには、行政の発意により市民等から提案を受ける制度だけでなく、次条のように市民等の発意をもとに、市民等と行政の両者が事業を企画する仕組みが必要となります。</p> <p>なお、この手続きを行うにあたっては、選定理由を明確にし、十分な公開性・透明性が求められることとなります。</p> <p>2 市民等の公正な方法による選定について</p> <p>横浜市の事業のうち、何を市民協働事業にするかは、横浜市の任意になります。そして、市民協働事業とするか否かについては、横浜市の体制や事業の目的・効果、市民協働事業を実施できる市民等の存在の有無などを総合的に勘案して決定する必要があります。</p> <p>横浜市の事業を、市民協働事業で行うと決定した場合は、公正な選定を行うため、公開性を確保し、協働事業を行う市民等が特定のものに絞られるというような適格性に関する事情がない限り、原則公募で行う等の方法を選択する必要があります。さらには、市民等有するサービスの質や独自に有する付加価値を評価する、選定過程にコンペ方式を活用するなどの工夫も必要です。行政の効率性の観点からの評価が過ぎないようにする工夫が必要です。そして、市民協働事業を行う市民等と横浜市の両者の対等性を確保し、市民等の柔軟な対応を可能とする仕組みについても検討する必要があります。</p>

<p>【当該市民協働事業に必要な技術、専門性、サービスの質その他の事業を遂行する能力】</p>	<p>3 「当該市民協働事業に必要な技術、専門性、サービスの質その他の事業を遂行する能力」とは</p> <p>市民協働事業を、より効果的に実施するためには、市民協働の相手方となる市民等の事業を遂行する能力を総合的に勘案する必要があります。</p> <p>なお、「当該市民協働事業に必要な技術、専門性、サービスの質」は、「(その他の) 事業を遂行する能力」の例示となります。</p>
---	--

<p>【採用の要否の決定】</p>	<p>なお、これらの要件を満たさない提案は、これまでどおり「市民からの提案」などの広聴制度を活用していただくことになります。</p> <p>3 採用の要否の決定について</p> <p>市民等から市民協働事業の提案があった場合は、直接事業所管課が受付を行い、速やかに当該提案を検討し、採用の要否を決定します。さらに、要否の判断をする際には、提案者からプレゼンテーションや説明を受ける機会を確保するなど協働の観点からは必要になります。（その際は、中間支援組織にファシリテーターとして同席してもらうことも考えられます。）「速やかに」とは、訓示的な意味を持たせてできる限り早く行わなければならないという意味です。そして、採用する場合も不採用とする場合も理由を付して、事業所管課から書面により通知をする必要があります。つまり、説明責任を課しているという意味です。</p> <p>また、採用の要否の決定においては、前条第2項の規定を準用して、「当該市民協働事業に必要な技術、専門性、サービスの質その他の事業を遂行する能力」を総合的に勘案して行うことになります。</p> <p>なお、複数の部局が関係する提案については、市民局地域支援部市民協働推進課と事業に関係する部局とで調整を行い、主要部分を担う所管部局とその他関係する所管部局とで審査を行い、最終的な要否の決定を行います。</p>
-------------------	--

<p>【条例】 自主事業</p>	<p>(自主事業) 第 11 条 市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業に支障がない限り、当該市民協働事業以外の事業（以下「自主事業」という。）を当該市民協働事業とともに行うことができる。 2 市民等は、自主事業を行うときは、あらかじめ市に届け出るものとする。自主事業を終了したときも同様とする。</p>
<p>【趣旨】</p> <p>【解釈】</p> <p>【当該市民協働事業に支障がない限り】</p> <p>【当該市民協働事業以外の事業を当該市民協働事業とともに行う】</p>	<p>この条項でいう自主事業とは、当該市民協働事業を行う市民等の財政的基盤の支援等を目的に、当該市民協働事業に支障が生じない範囲で、当該市民協働事業以外の事業（営利事業等を含む。）を、当該市民協働事業とともに行うことを認めた規定です。したがって、そもそも市民協働事業と関連性のない市民等が行う本来事業に対してまで、届出を求めるという趣旨ではありません。</p> <p>1 「当該市民協働事業に支障がない限り」について 「当該市民協働事業に支障がない限り」とは、市民協働事業の運営や活動趣旨等に支障が生じ、その受益を受ける横浜市民に、影響を及ぼさない限りにおいて、自主事業を行えることをいいます。 具体的に市民協働事業の運営や活動趣旨等に支障が生じることが想定される事業とは、本条例第 5 条に規定する宗教活動や政治活動等に該当する場合がありますが、これらの活動は、本体の市民協働事業の禁止事項に抵触するため行うことはできません。また、施設管理・運営と連動して、市民協働事業を行っている場合は、当該施設の規則・使用ルールに則って事業を実施することが当然求められ、当該施設の設置目的等に違反する事業は行うことはできません。 さらに、自主事業を行うことにより、本来市民協働事業により受益を受けている市民の皆さんに不利益な取扱いを強いることになる場合も、自主事業は行うことはできません。</p> <p>2 「当該市民協働事業以外の事業を当該市民協働事業とともに行う」ことについて 市民協働事業は協働契約を締結して実施するため、通常当該事業の目的を達成するために付随して行う自主事業については、市民協働契約を締結する中に組み込まれます。したがって、「当該市民協働事業以外の事業を当該市民協働事業とともに行う」自主事業についても、協働契約締結時までにすることを予定している場合は、協働契約を締結する中で、市民協働事業を行う市民等と行政が話し合い、判断することも考えられます。 当該自主事業として想定しているものとしては、市民協働事業を行う市民等</p>

<p>【自主事業を行うときは、あらかじめ市に届け出るものとする。自主事業を終了したときも同様とする】</p>	<p>の本来事業や、イベント事業などで出展者の作品や著書・関連商品等の販売、来場者への飲食等の提供・販売等を想定しています。</p> <p><運用></p> <p>例えば、市民協働事業とともに、市民協働事業を行う場所において、市民協働事業と関係のない市民等の本来事業を行う場合は、本条項に規定する自主事業に該当します。</p> <p>したがって、当該市民協働事業を行う場所以外の場所で、当該市民協働事業と全く関係のない、市民等の本来事業を行う場合は、本条項に規定する自主事業には該当しません。</p> <p>3 「自主事業を行うときは、あらかじめ市に届け出るものとする。自主事業を終了したときも同様とする」 ことについて</p> <p>そもそも市民協働事業に関係しない市民等が行う本来事業等は、当該市民等が、その責任において自由に行うものであるため、市は関与しないことが原則となります。</p> <p>但し、本条項に規定する自主事業は、市民協働事業とともに、関連して行うため、当該市民協働事業に支障が生じないこと等を確認し、市民の皆様に対する説明責任を市民等及び市が果たせるようにするため、開始及び終了の届出を行うものです。</p> <p>また、届出が必要な場合は、あくまでも「当該市民協働事業とともに行う場合」に限られますので、市民等の本来事業を、市民協働事業と関係のない（影響のない）ところで行う場合等は、本条項の適用対象外となります。</p> <p>届出ですので、行政による審査等はいりませんが、自主事業の内容が、当該市民協働事業に支障が生じる又はおそれがある場合は、行政と市民等の間で必要な調整を行うこととなります。</p> <p>届出は要綱第7条に規定する書類とし、届出時期は自主事業を開始する場合には、自主事業開始前14日までとし、自主事業が終了した場合には、自主事業終了後30日以内とします。</p> <p><自主事業の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働事業を行ってきた成果について冊子をまとめ、有償で販売をする。 ・会議室の空いている時間を活用し、講座を開催する。 ・施設の中で市民等が作成した冊子等を販売する。 ・イベントを行う協働事業で、イベント内で、出展者の作品や著書・関連商品等の販売をする。 <p>等</p>
--	---

<p>【条例】 協働契約</p>	<p>(協働契約) 第12条 市は、第9条第1項の選定又は第10条第2項の決定により市民協働事業を行う場合は、規則で定める軽易なものを除き、当該市民協働事業を行う市民等と市民協働事業に関する契約（以下「協働契約」という。）を締結するものとする。 2 前項の協働契約には、事業目的、事業の進め方並びに役割、費用及び責任の分担その他規則で定める事項を定めるものとする。</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>市民協働事業を進めるにあたっては、関わる主体が「これは協働で取り組む事業である」という共通認識を持たなければ始まりません。取組を進めるプロセスでは、事業を実施する主体同士が、本条例第8条各号及び横浜コードの「協働の原則」に則って、協働の必要性や事業目的、役割分担などを対等の立場で目的を共有し、よく話し合い、合意を得て進めることが大切です。</p> <p>そして、両者が納得して、合意できた内容を、協働の取組の基本となる協働契約書（複数年に渡る合意内容など内容によっては協定書）として文章化し、当事者間で確認し合うことが有効となります。</p> <p>また、協働事業であることを、市民等も市も共通認識をもち、協働の必要性や事業目的、役割分担などを対等の立場で目的を共有し、よく話し合い、合意を得て進めていくことを、文章化することで互いに納得しながら事業を進めることができます。</p> <p>本条項は、そのための基本的事項を定めた規定です。</p> <p>(参考①)：10ページ参照 平成24年第2回定例会の中で提案議員から配付された資料の抜粋</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>○「市民協働事業」→「市民協働」の中で(市民)協働契約等を締結した事業 ※なお、協働契約は、市民等と行政の双方合意のもとで締結するものであるもので、少なくとも市民等が締結を拒んでいるのにも関わらず、行政が一方的に協働契約の締結を求めることは無理があると考えています。</p> </div> <p>(参考②) 平成24年第2回定例会の中で提案議員から出された意見・要望</p>

<p>【解釈】 【規則で定める軽易なものを除き】</p>	<p>○市民等と対等の立場で、（市民）協働契約書の内容を整え、計画の段階から評価まで一緒に事業を進めていくことは、面倒に感じる職員もいるかもしれない。しかし、そういう作業を市民等と一緒に積み上げていくことが、結果的に豊かな地域社会を創り上げていくことと認識していただき、協働事業を行う相手方の市民等を、あたかも下請のように勘違いしている一部職員の意識改革も併せて行ってもらいたい。</p> <p>1 「規則で定める軽易なものを除き」について</p> <p>第9条第1項の市民等の選定及び第10条第2項の協働事業の採用の決定をし、市民協働事業を行う場合は、原則として市民協働契約を締結することになります。しかし、事業規模や事業期間、協働事業を行う市民等と行政の負担等を総合的に勘案し、事業遂行に関わる迅速性等を阻害するおそれがあるなどの場合等は、「規則で定める軽易なもの」として除くことを定めたものです。</p> <p>したがって、この「規則で定める軽易なもの」は、市民協働事業の例外となるものとなりますが、この場合でも市民協働の方法のいずれかの手続（委託、補助、共催、後援等）は必要となります。</p> <p>なお、市民協働契約の締結は、市民協働事業の根幹となるものであるため、「規則で定める軽易なもの」であっても市民協働契約の締結を拒むものではありません。</p> <p>「横浜コード」には、市民協働の方法として、具体的に次の六つの方法を示しています。</p> <p>(1) 補助・助成（市民公益活動を行う市民等が主体となる公共的事業に対し、資金の援助を行うこと）</p> <p>(2) 共催（市民公益活動を行う市民等が主体的に行う事業に対し、市が企画及び資金面において参加し、共同して事業を実施するもの）</p> <p>(3) 委託（契約規則等に基づき市の事業等の実施を委託するもので、市民公益活動を行う市民等が相手方となる場合）</p> <p>(4) 公の財産の使用（市民利用施設の優先利用等をルール化する）</p> <p>(5) 後援（市民公益活動を行う市民等が主体的に行う事業に対し、横浜市後援名義の使用により、精神的支援を行う）</p> <p>(6) 情報交換・コーディネート（検討会・協議会の設置、広報紙の発行等により、情報交換や共同事業のための検討等を行う。）</p> <p>上記(1)～(6)の方法等で、さらに市民協働事業を実施する際に、異なる主体が、お互いの知恵を出し合い、対等で相互理解をし、目的を共有するなどの段階を踏んでいくために、原則として協働契約書を締結し確認し合うことが大切になります。言い換えれば、市民協働契約を策定していくプロセス自体</p>
----------------------------------	---

<p>【規則で定める 軽易なもの】</p> <p>【市民協働契約 書の内容等】</p>	<p>が、協働の核を形成するポイントとなります。</p> <p>横浜市市民協働条例施行規則第5条 条例第12条第1項に規定する規則で定める軽易なものは、市民協働事業の規模、期間等を総合的に考慮し、軽易なものとして市長が認めるもの。</p> <p>2 市民協働契約書の内容について 市民協働契約書は、本条例第8条に規定する「市民協働事業の基本原則」の考え方にに基づき、市民協働事業を実施する際に、事業目的や双方の役割などを共有するために締結することとなります。また、本条例第10条の規定に基づく提案制度により、市民協働事業を行う際に、仕様の確定までの調整に日時を要する場合等に、本契約までの調整段階での基本的事項を取り決めるために締結することもできます。</p> <p>当該契約書の契約としての効果は、双方にどのような債権・債務が発生するかなど、具体的に当該契約書に規定されている内容によって決まることとなります。</p> <p>なお、市民協働事業を行う際には、(市民)協働契約の締結は原則となりますが、このほかに別途委託契約を締結したり、事業の詳細を定める仕様を決めることなども妨げるものではありません。ただし、(市民)協働契約は、協働の進め方を定める基本契約であるため、(市民)協働契約の内容と矛盾する契約を別途締結することは認められません。</p> <p>< (市民)協働契約書の記載項目 > ①事業目的(期待する成果)、②役割、費用、責任等の分担、③事業実施の期間、④事業実施の方法、⑤知りえた秘密の取扱いに関する事項、⑥成果物(著作権等)の帰属、⑦契約の解除に関する事項、⑧事故に対する責任(危険負担)等</p> <p>< 共催型雛形網掛け部分の書き方例 > 例1 市は係る経費の負担額として、○分の○の○,○○○円を負担する。 ○○は係る経費の負担額として、○分の○の○,○○○円を負担する。 例2 市は係る経費について、○,○○○円を負担する。 ○○は係る経費について、○,○○○円を負担する。</p>
---	--

<p>【条例】 秘密の保持</p>	<p>(秘密の保持) 第13条 市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業を行うにつき知り得た秘密を漏らしてはならない。当該市民協働事業が終了した後も、また同様とする。</p>
<p>【趣旨】</p> <p>【当該市民協働事業を行うにつき知り得た秘密】</p> <p>【解釈】</p>	<p>市民協働事業は、当該市民協働事業の透明性を確保する等の理由から、本条例第8条第3号において、「市及び市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業について、その情報を公開すること」が原則となっています。</p> <p>しかし、市民協働事業を行う市民等は、「当該市民協働事業を行うにつき知り得た秘密」については、上記原則の例外として公開してはならないことを明記したものです。</p> <p>1 「当該市民協働事業を行うにつき知り得た秘密」について 市民協働事業を行う場合、事業内容により、個人情報（氏名、年齢、性別、住所、本籍、家族構成、所得状況等）など様々な情報を入手することが予想され、その取扱いをどのようにするのかという問題があります。</p> <p>市民協働事業の主体の一方である横浜市は、地方公務員法第34条や横浜市個人情報保護条例等の規定により、守秘義務が課せられています。しかし、もう一方の主体である市民協働事業を行う市民等には、これまで、明確な守秘義務の規定がありませんでした。そこで、本条例では、横浜市職員と同様に市民協働事業を実施する市民等にも、「当該市民協働事業を行うにつき知り得た秘密を漏らしてはならない。当該市民協働事業を終了した後も、また同様とする」という義務を課したものです。</p> <p>(参考)</p> <p>○ 地方公務員法 (秘密を守る義務) 第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。</p> <p>2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。</p> <p>3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。</p> <p>○横浜市個人情報の保護に関する条例 (適正な維持管理) 第9条 実施機関は、利用目的を達成するために必要な範囲内において、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。</p>

<p>【当該市民協働事業を終了した後】</p>	<p>2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を確実に速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第10条 実施機関は、保有個人情報を利用目的以外の目的(以下「目的外」という。)のために、当該保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等の定めがあるとき。</p> <p>(2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により保有個人情報を目的外のために利用し、又は提供するときは、当該保有個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</p> <p>3 実施機関は、保有個人情報を第1項第5号に掲げる事由により目的外のために実施機関以外のものに提供しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 実施機関は、保有個人情報を第1項第5号に掲げる事由により目的外のために利用し、又は他の実施機関に提供したときは、その旨を審議会に報告するものとする。</p> <p>2 「当該市民協働事業を終了した後」について</p> <p>市民協働事業を行う市民等について、事業終了後(事業者としての地位が解除された後)も守秘義務を課すことは異例なものではありますが、横浜市とともに公共的又は公益的事業を行ったものの責務として、当該市民協働事業を行うにつき知り得た秘密(個人情報等)の保護義務を規定したものです。</p> <p><運用></p> <p>実際は、市民協働契約書の中に、当該規定を入れて締結します。そして、市民協働事業を行う市民等が、当該事業を行うにつき知り得た秘密を漏えいした場合は、一義的に当該契約違反として対応することになります。</p>
-------------------------	--

<p>【条例】 負担</p>	<p>(負担) 第14条 市は、市民協働事業を行う市民等に対して、公益上必要な負担を負うものとする。この場合において、市は、市民等の自主性及び自立性を重んじるとともに、効率的・効果的なものとしなければならない。</p>
<p>【趣旨】</p> <p>【解釈】</p> <p>【公益上必要な負担】</p> <p>【市民等の自主性及び自立性を重んじる】</p> <p>【効率的・効果的なもの】</p>	<p>市民協働事業は、市民協働事業を行う市民等と行政が、対等な立場で推進するものであることから、第3条に規定する包括的支援に加え、市民協働事業を進める上で必要な負担を、行政が負うことを明記したものです。ただし、その場合においても市民協働事業を行う市民等の自主性及び自立性を損なうことなく、事業が、効率的・効果的に行うように配慮する必要があります。</p> <p>1 「公益上必要な負担」の範囲等について 「公益上必要な負担」の範囲は、事業の規模や内容等によって異なりますが、市民協働契約書で締結した市民協働事業を実施するために必要な負担を、市が負うこととなります。 具体的には、実施する市民協働事業の規模や内容等に応じ、当該協働事業を実施する市民等が有する人材、施設、ノウハウ、その他の資源等をベースに、市の予算や市から提供できる資源等を勘案し、具体的に市民協働契約書を策定する中で、両者が話し合って決定していくこととなります。</p> <p>2 「市民等の自主性及び自立性を重んじる」について 市民協働事業は、当該協働事業を行う市民等と行政が、対等な立場で推進するものであるため、当該事業を進める上で、必要な負担を、横浜市が負うこととなります。 しかし、横浜市から過度の（不必要な）負担の支出を行うことは、当該協働事業を行う市民等の行政依存を高める結果となり、自主性を制限したり、自立性を阻害し、当該協働事業の発展にも支障が生じるおそれがあります。 このため、市民協働事業を行う市民等と行政が、市民協働契約書を策定する中で、客観的なデータ等をもとに、適正な負担合意を得ることが必要となります。</p> <p>3 「効率的・効果的なもの」について 市民協働事業を行うにあたっては、公金の支出等が行われるため、少なくとも無駄な支出は控え、最少経費による最大効果を上げられるよう努める必要があります。言い換えれば、当該協働事業の支出について、市民の皆さんに説明責任を果たせるようにしておくことが必要となります。</p>

<p>【条例】 事業評価</p>	<p>(事業評価)</p> <p>第 15 条 市及び市民等は、当該市民協働事業の終了後（当該市民協働事業が年度を越えて継続する場合は、年度終了後）に、事業の成果、役割分担等について、相互に評価を行うものとする。</p> <p>2 前項の規定により評価を行った場合には、当該評価を公表するものとする。</p>
<p>【趣旨】</p> <p>【解釈】</p> <p>【事業の成果、役割分担等の相互評価】</p>	<p>市民協働事業の評価は、当該事業の実践を通じて経験を蓄積し、その後の市民協働や市民協働事業に活かしていくために行うものです。そして、市民協働事業の信頼性を高め、当該協働事業の当事者だけでなく、多くの市民等の協働への参加意欲を高めるため、当該評価を公開し、透明性を高めていくために行うものです。</p> <p>なお、本条例第 12 条の市民協働契約を原則として締結しない「規則で定める軽易な」事業は、市民協働の方法のいずれかの手続（委託、補助、共催、後援等）をとることとなりますので、原則として当該条項に基づく評価の対象とはなりません。しかし、「規則で定める軽易な」市民協働事業であっても、当該協働事業を行う両者の判断で、自主的に事業評価を行い公開することは何ら問題ありません。</p> <p>1 事業の成果、役割分担等の相互に評価について</p> <p>市民協働事業の評価は、地域課題解決に向けた試みをプラスに評価する視点が必要であるとともに、地域や社会のニーズに的確に対応しているかという観点も重要です。また、地域社会の自立が促進されたかどうか、地域社会自らのエンパワーメントにつながったか（自律性の支援に寄与したか等）などの視点が重要です。</p> <p>(1) 評価の視点</p> <p>市民協働事業の評価には、①具体的なサービス内容に関する目標の達成度など事業そのものの成果に対する評価と、②市民等の参加意欲の高まりや相互理解が進んだかなど実施プロセスを踏んだことによる効果に対する評価の 2 つがあります。</p> <p>(2) 評価の主体と手法</p> <p>市民協働事業には、当該協働事業を行う市民等、受益者、第三者機関等多くの評価主体があります。また、評価の手法も、チェックシートの活用、アンケートの実施、市民モニター等からの意見の聴取など様々な手法が考えられます。</p> <p>(3) 評価項目</p> <p>市民協働事業そのものの成果に対する評価項目については、事業の特性・形態により異なります。そのため、事業に応じた評価項目について、当該協</p>

働事業を行う市民等と行政が協議して作成します。

また、評価項目ごとの評価の視点についても、そもそもの事業目的に照らして市民等と行政が協議することが有効です。

実施プロセスの評価においては、事業実施段階に応じた評価項目によるチェックシートを活用することが有効です。

そして、チェックシートによる評価結果は、公開し、次の事業改善に反映します。

■表：実施プロセスの評価（チェックシート）の項目例

評価段階	事業実施段階	評価項目・視点
事前評価	企画段階への参画	<input type="checkbox"/> 地域の新たな課題の発掘・共通認識ができたか。 <input type="checkbox"/> 地域で課題解決に取り組む団体等の先駆的・柔軟な発想が活かされたか。 <input type="checkbox"/> 協働する両者が協力して知恵を出し合い、課題の解決方法を検討したか。
	事業目的の共有	<input type="checkbox"/> 受益者のニーズを把握した具体的な目標を設定し、共有できたか。
	役割分担と責任の確認	<input type="checkbox"/> 両者のそれぞれの組織の特性を活かした役割・責任分担が行われ、相互理解のものと共有されたか。
中間評価	協働事業の実施	<input type="checkbox"/> 両者の特性が発揮される、事業の実施手法が選択されたか。 <input type="checkbox"/> 両者が、事業・業務の進捗状況を確認し、協力して課題の対応を行ったか。
事後評価	実施プロセスの公開	<input type="checkbox"/> 実施プロセスを公開して進め、説明責任を果たせたか。 <input type="checkbox"/> 多様な手法が用いられ、より多くの人々に情報を伝達することができたか。

【当該評価の公表】

2 「当該評価の公表」について

協働の基盤づくりは、情報公開から始まります。そのため、インターネットなど情報技術の活用などにより、効果的・効率的な情報公開を図ります。

実施プロセスの公開により透明性を確保し、説明責任を果たすことは、協働事業の信頼を高めるための基盤となります。また、情報公開により、市民の評価・監視が可能となり、協働への市民等の参加意欲を高め、理解も深まります。

<p>【条例】 中間支援組織</p>	<p>第3節 中間支援組織 (中間支援組織)</p> <p>第16条 市及び市民等は、市民協働事業を円滑に進めるため、中間支援組織の育成に努めるものとする。</p> <p>2 市及び市民等は、中間支援組織の助言に対して誠実に対応するものとする。</p>				
<p>【趣旨】</p> <p>【解釈】</p> <p>【中間支援組織の役割】</p> <p>【中間支援組織の機能と類型】</p>	<p>市民協働事業を、円滑に推進していくためには、市民協働事業を行う市民等に情報提供や各種相談、コーディネート等を行う中間支援組織の力が需要で、そのような組織が充実していくことが求められています。中間支援組織自体の活動の質を高めていくことは勿論のことですが、市民協働事業を行う市民等と行政も、ともに中間支援組織を支援していくことも求められています。</p> <p>中間支援組織は、既存のものもありますが、様々な分野で生まれるものですので、支援という考え方が必要になります。そして、市民協働事業を、より実りあるものにするため、市民協働事業を行う市民等と行政は、中間支援組織の調整や助言等に対し、真摯に対応することが大切になります。</p> <p>1 中間支援組織の役割について</p> <p>公共的・公益的サービスの担い手となる市民等の市民公益活動などが、活発化するには、市民等が相互に媒介し連携を促したり、自立や課題解決を支援するための情報や技能・技術・ノウハウなどの提供、さらには市民公益活動や市民協働全体の立場を踏まえて政策提言を行う機能が存在することが必要です。このような機能を担う主体を、中間支援組織と呼びます。中間支援組織は、その活動を通じて社会からの信任を得ることが大切です。その活動の実効性を高めていくためには、市民等や大学、行政など、様々な主体による支援も必要です。</p> <p>中間支援組織を社会全体で認知し、支援していくことが、市民公益活動や市民協働が活発化していくことへの環境整備にもつながります。</p> <p>2 中間支援組織の機能と類型について</p> <p>(1) 中間支援組織の機能</p> <table border="1" data-bbox="416 1637 1441 1991"> <tr> <td data-bbox="416 1637 627 1805">ネットワーク機能</td> <td data-bbox="627 1637 1441 1805">中間支援組織の基本的な役割として、特定テーマや関連する情報の共有化や情報交換、課題解決のための相互支援などがあり、個別市民等のネットワーク化を図る役割があります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1805 627 1991">コーディネート機能</td> <td data-bbox="627 1805 1441 1991">ネットワーク機能を活かして、市民等と行政とのつなぎ役、地域のまちづくりの多様な主体間のつなぎ役などを実践しつつ、合意形成やマネジメントなどの協働の技能・技術を発揮します。市民等や行政と連携して、コーディネート機能が</td> </tr> </table>	ネットワーク機能	中間支援組織の基本的な役割として、特定テーマや関連する情報の共有化や情報交換、課題解決のための相互支援などがあり、個別市民等のネットワーク化を図る役割があります。	コーディネート機能	ネットワーク機能を活かして、市民等と行政とのつなぎ役、地域のまちづくりの多様な主体間のつなぎ役などを実践しつつ、合意形成やマネジメントなどの協働の技能・技術を発揮します。市民等や行政と連携して、コーディネート機能が
ネットワーク機能	中間支援組織の基本的な役割として、特定テーマや関連する情報の共有化や情報交換、課題解決のための相互支援などがあり、個別市民等のネットワーク化を図る役割があります。				
コーディネート機能	ネットワーク機能を活かして、市民等と行政とのつなぎ役、地域のまちづくりの多様な主体間のつなぎ役などを実践しつつ、合意形成やマネジメントなどの協働の技能・技術を発揮します。市民等や行政と連携して、コーディネート機能が				

	社会的に認知される環境整備が必要です。
政策提案機能	コーディネート機能をいかに発揮する市民協働事業などに取り組みつつ、協働事業の枠組みの組み立て、協働に相応しい市民協働事業や業務委託方式のあり方、市民協働事業を促進する条例や指針などの仕組みづくりなどの提案機能を持ちます。
情報提供・相談機能	NPOを支援するために、資金、人材、会計、会議運営、組織運営などのマネジメント情報を提供するとともに、市民協働の実施等に関して、これらの事業を促進する立場で相談を受け、実現に至る方向を共に検討していくなど、中立な立場での役割を持ちます。

(2) 中間支援組織の諸類型

総合型	NPO、まちづくり、環境などの多様なテーマで、比較的総合的な取組を実践している中間支援組織であり、多分野の専門家との連携が特徴です。市民等と行政の間において、ネットワーク力、コーディネート力を活かした政策提言力の強さが持ち味です。
テーマ型	水と緑、福祉、子育て、諸施設の運営などの特定のテーマで活動する市民等を支援する中間支援組織で、機動力と専門性の高さが特徴です。市民等と行政の間において、ネットワーク力と政策提言力の強さが持ち味です。
地域型	特定地域をフィールドに活動する市民等を支援する中間支援組織で、都心部、郊外部、河川流域などをフィールドとして、多彩な形態があります。市民等と行政の間において、地域でのネットワーク力とコーディネート力の強さが持ち味です。

公的な中間支援組織としては、民間事業者（NPO法人等）と市が協働で運営する横浜市市民協働推進センターや、各区に整備された市民活動支援センター、市・区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等があります。これらの組織も地域の多様な主体の相互信頼の醸成に向けてコミュニケーションの促進を図ります。

また、民設民営で、様々な分野で自主的・自立的にネットワークを構築して、活動している中間支援組織も多く存在しています。そして、それらの組織が連携して、協議体等を設置し、より幅広い支援や政策提言を行っている場合もあります。さらに、専門性を持った個人が双方向型のコミュニケーションの促進を担うケースも考えられます。具体的には「コーディネーター」と呼ばれる人たちがそれに当たります。コーディネーターは、まちづくりなどの専門家のほか、区役所や地域施設の職員、地域の中で横断的に活動する市民等が担う場合があります。

<p>【条例】 市民協働推進委員会</p>	<p>第3章 市民協働推進委員会 (市民協働推進委員会) 第17条 市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市市民協働推進委員会(以下「市民協働推進委員会」という。)を置く。 2 市民協働推進委員会は、市民協働の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。 3 市民協働推進委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。</p>
<p>【趣旨】</p> <p>【解釈】 第1項</p> <p>第2項</p>	<p>この条文は、横浜市市民協働推進委員会(以下「委員会」という。)の設置に関して定めた規定です。 市民公益活動と行政との協働が適切になされているかどうかを監視し、横浜コードの維持・調整を行い、さらに時代の要請に沿って、不断に見直しを行っていく第三者機関が必要であり、委員会はその役割を担います。 そこで、全市レベルで、市民公益活動や市民協働等に関し必要な事項について議論し、関係者に対し意見具申をする有識者や市民からなる第三者機関を設置し、市民協働等に関する検証等を公正に行うことを明記したものです。</p> <p>1 委員会の位置づけ 委員会は、地方自治法第202条の3に規定する市長の附属機関です。市民公益活動や市民協働への支援のあり方など市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議する委員会です。</p> <p>(参考)地方自治法 (附属機関の職務権限・組織等) 第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。</p> <p>2 委員会の役割 委員会は、市民公益活動や市民協働について、高い見識や経験を有する複数の委員で構成されることから、横浜市における市民協働の更なる発展のために、随時意見等を述べていただくことが期待されます。 また、委員会は、市長の諮問に応じ、市民協働の推進に関して必要な事項を調査審議する機関ですので、不服申し立て等の調整を行う機関ではありません。</p>

第3項	<p>3 部会の位置づけ</p> <p>委員会の作業部会としての機能を持ち、必要に応じて設置します。</p> <p>現在、委員会に、横浜市市民活動運営支援事業部会及び横浜市市民協働推進センター事業部会の二つの部会を置いています。</p> <p>横浜市市民活動運営支援事業部会は、市民活動を行うものに対する財政的支援に関し必要な事項を調査審議し、横浜市協働推進センター事業部会は、市民協働事業に係る財政的支援（市民活動運営支援事業部会の審議事項以外）やその他の市民協働事業の推進に関し必要な事項を調査審議しています。</p>
-----	---

<p>【条例】 組織</p>	<p>(組織)</p> <p>第 18 条 市民協働推進委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。</p> <p>(1) 学識経験のある者</p> <p>(2) 市民等</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者</p>
<p>【趣旨】</p> <p>【解釈】</p>	<p>この条文は、委員会を構成する委員の人数と、市民協働の推進に関する基本的事項を第三者機関として審議するため、学識経験のある者及び市民等の代表者など幅広い委員で構成されることを定めたものです。</p> <p>市民協働推進委員会は、第1項で効果的かつ効率的に審議するという観点から、委員10人以内をもって組織すると規定しました。</p> <p>また、構成員として、第2項第1号で、市民公益活動や市民協働に関する学識や広く法務、経営財務等の見識等を有する方を、第2号で、市民公益活動や市民協働に関して実際に活動されている市民等の代表者を、さらに第3号で、そのほかに、市民公益活動や市民協働に関し適当と認める者のうちから、市長が任命することと決めました。</p>

<p>【条例】 委員の任期</p>	<p>(委員の任期) 第19条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 前条第2項の委員は、再任されることができる。</p>
<p>【趣旨】 【解釈】</p>	<p>この条文は、委員会の委員の任期について定めたものです。</p> <p>条例上、委員の再任は妨げませんが、制限任期制により委員の固定化を防止するなど、第三者機関としての機能が適切に果たされる手だてを講じておく必要があります。そこで、委員の任期を2年と定め、その都度、委員構成を改めて判断することとしたものです。</p> <p>なお、本委員会では、慣例（委員会の申し合わせ事項）として委員の再任は、原則3期6年までとしています。</p> <p>(参考) 「横浜市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」（平成9年12月1日施行）第4条では、附属機関の委員の任命及び運営に当たっての留意事項の一つとして、委員を再任する場合は、当該委員の在任期間が引き続き10年を超えないこととされており、委員会においても、運営細則等で在任期間の目安を規定しておく必要があります。</p>

<p>【条例】 報告</p>	<p>第4章 雑則 (報告) 第20条 市長は、市における市民協働の取組み状況について、適宜、議会に報告するものとする。</p>
<p>【趣旨】</p> <p>【解釈】</p>	<p>市議会は、地方自治制度の中で、市長とともに二元代表制の一方を担うものであり、選挙によって市民の多様な代表により構成されており、議会での質問や議決の権限によって市民の声を政策に反映させる、市民にとって非常に重要な存在です。</p> <p>したがって、市議会に市民協働の取組み状況を、適宜報告することを義務付けることにより、市民協働に関する議会のチェック機能等を働かせることを明記したものです。</p> <p>報告の対象となる市民協働の範囲については、市長部局、地方公営企業、教育委員会等が取組むすべての市民協働が対象となります。また、「適宜」とは、少なくとも1年に1回は、議会報告が必要と考えられます。</p> <p>その方法は、市民協働を所管する常任委員会等に、適宜、報告することを原則とします。</p> <p>したがって、市民協働の所管局は、毎年、横浜市全体の市民協働の取組み状況を取りまとめ、経年的な把握を行うことが求められます。</p>

<p>【条例】 読替え</p>	<p>(読替え) 第 21 条 水道事業、交通事業及び病院事業並びに教育委員会において行う市民協働については、この条例（第 3 章及び附則第 1 項を除く。）の規定中「市長」とあるのは「公営企業管理者」又は「教育委員会又は教育長」と、「規則」とあるのは「企業管理規程」又は「教育委員会規則」と読み替えるものとする。</p>
<p>【趣旨】 【解釈】</p>	<p>市民協働は、横浜市の地域社会を形成する様々な分野で行われるものであるため、この条例の対象を市長部局に限定するのではなく、横浜市の全ての部局が適用対象であることを明記したものです。</p> <p>本条例第 3 章に規定する委員会（第三者機関）の設置については、市民協働推進の総合的な審議は、当該委員会が行うため不要であること、また、当該条例の施行期日は、市長が定める規則に一任することから、その他の部局で改めて施行期日を定める必要のないことを明記しました。</p>

<p>【条例】 委任</p>	<p>(委任) 第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>【趣旨】 【解釈】</p>	<p>本条は、この条例の施行に関して必要な事項については、規則で定めることを規定したものです。</p> <p>本条に基づき、市民協働条例施行規則を定めます。</p>

<p>【附則】</p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。 （適用）</p> <p>2 この条例は、この条例の施行の日以後に始める市民協働から適用し、同日前に現に行われている市民協働については、なお従前の例による。 （見直し）</p> <p>3 この条例の施行の日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。</p>
<p>【趣旨】</p> <p>【解釈】</p> <p>第1項</p> <p>第2項</p> <p>第3項</p>	<p>本条例の施行期日、本条例の施行に伴う必要な措置及び条例の見直しについて定めるものです。</p> <p>1 本条は、条例の施行期日を、市民等への周知及び準備期間を考慮し、規則に委任したものです。平成25年4月1日の施行を予定しています。</p> <p>2 本条例は、この条例の施行の日以後に始める市民協働から適用するもので、同日前に行われている市民協働については、市民活動推進条例の適用を受けることとなります。</p> <p>3 本条例は、施行日から起算して3年ごとに、本条例の施行状況について検討を加え、その結果、必要に応じて見直しを行うための規定です。 見直しの方法は、条例や規則の改正、指針や運用マニュアルの改訂など、適切な方法で行う必要があります。 また、本条例第3章に規定する委員会においては、本条に定める見直しを念頭に置いて調査審議を行い、必要があれば見直しに向けた意見具申等を行うことも期待されます。</p>

横浜市条例（第34号） 平成24年6月25日公布

横浜市市民協働条例

横浜市市民活動推進条例（平成12年3月横浜市条例第26号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 市民協働

第1節 市民公益活動（第5条—第7条）

第2節 市民協働事業（第8条—第15条）

第3節 中間支援組織（第16条）

第3章 市民協働推進委員会（第17条—第19条）

第4章 雑則（第20条—第22条）

附則

横浜市では、これまで多くの市民の努力のもとに、自主的で自由な市民の活動に幅広く支援が行われてきた。特に不特定多数のもの利益の増進に寄与することを目的とした市民の活動の支援を推進するとともに、市民協働の発展にも力を注いできた。

広範で豊かな市民の活動があつて、初めて市民協働も進展していくのである。

いま時代の展開とともに、市民協働の現場からは、より適切なパートナーシップの構築のため、協働で行う事業の進め方等について、新たな規範を定める必要性が指摘されてきた。

市民協働は、行政と市民、市民団体及び地縁による団体等市民協働を実施するものたちの協議によって個々に形づくられていくものである。そのため、市民協働の形態も多岐にわたることになる。

このような市民協働による社会は、自ら目指すところにより活動していくための自由と権利が保障されている社会であるとともに、お互いを尊重し合い、自己のみの利益追求ではなく、相互に助け合うことのできる社会である。

ここに、市民協働を進める上で必要となる横浜市の責務と踏まえておくべき基本的事項を定め、市民の活動や市民協働の環境を整備するとともに、市民の知恵や経験を市政に反映することにより協働型社会の形成を図るものである。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民協働に関する基本的事項を定めることにより、市民等が自ら広く公共的又は公益的な活動に参画することを促進し、もって自主的・自律的な市民社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「市民等」とは、市民、法人、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に定める地縁による団体及びこれらに類するものをいう。

2 この条例において「市民協働」とは、公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市（以下「市」という。）と市民等とが協力して行うことをいう。

3 この条例において「市民公益活動」とは、市民等が行う公共的又は公益的な活動をいう。

4 この条例において「市民協働事業」とは、市と市民等が第8条に定める基本原則に基づいて取

り組む事業をいう。

5 この条例において「中間支援組織」とは、市と市民等を相互に媒介し、市民等の自立と課題解決を支援するため、市民等のネットワーク化と交流促進、情報収集と提供、相談とコンサルティング、調査研究、人材育成と研修、活動支援と助成又は政策提言等を行う組織をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市民公益活動及び市民協働事業が円滑に行われるために、情報の提供並びに人的、物的、財政的及び制度的にできる限りの支援をしなければならない。

2 市は、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動が活発に行われる環境づくりに努めるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、市から財政的支援を受けた市民公益活動及び市民協働事業については公正に行わなければならない。

2 市民等は、その特性を生かしながら市民協働事業を行うとともに、活動内容が広く市民の理解を得られるように努めなければならない。

第2章 市民協働

第1節 市民公益活動

(市民公益活動)

第5条 市は、市民等が行う市民公益活動（次の各号に掲げるものを除く。）を特に公益性が高いと判断したときは、活動場所の提供及び財政的支援をすることができる。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

(3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(4) 営利を主たる目的とする活動

(市民活動推進基金)

第6条 市民公益活動を財政的に支援するために、市に横浜市市民活動推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 市が基金に積み立てる額は、歳入歳出予算をもって定める。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

4 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

5 基金は、その設置の目的を達成するために必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(支援申請等)

第7条 市民等は、市から助成金の交付、施設の優先的使用等特別な支援を受けて市民公益活動を行うときは、あらかじめ規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

2 市民等は、前項の活動が終了したときは、速やかに、事業報告書を市長に提出しなければならない。

ない。

3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定により提出された書類について、当該市民等に報告又は説明を求め、その結果に基づいて必要な措置を講ずることができる。

4 市長及び当該市民等は、規則で定めるところにより、第1項及び第2項に規定する書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。

第2節 市民協働事業

(市民協働事業の基本原則)

第8条 市及び市民等は、次に掲げる基本原則に基づいて、市民協働事業を行うものとする。

(1) 市及び市民協働事業を行う市民等は、対等の立場に立ち、相互に理解を深めること。

(2) 市及び市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業について目的を共有すること。

(3) 市及び市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業について、その情報（第13条に規定する秘密を除く。）を公開すること。

(4) 市及び市民協働事業を行う市民等は、相互の役割分担を明確にし、それぞれが当該役割に応じた責任を果たすこと。

(5) 市は、市民協働事業を行う市民等の自主性及び自立性を尊重すること。

(市民協働事業を行う市民等の選定)

第9条 市長は、市の発意に基づき市民協働事業を行おうとするときは、その相手方となる市民等を公正な方法により選定しなければならない。

2 市長は、市民協働事業の相手方となる市民等の選定に当たっては、当該市民協働事業に必要な技術、専門性、サービスの質その他の事業を遂行する能力を総合的に考慮しなければならない。

(市民協働事業の提案)

第10条 市民協働事業を行おうとする市民等は、市に対し、市民協働事業を提案することができる。

2 市長は、前項の提案が行われたときは、速やかに、当該提案を審査し、採用の可否を決定し、理由を付して提案者に通知しなければならない。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(自主事業)

第11条 市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業に支障がない限り、当該市民協働事業以外の事業（以下「自主事業」という。）を当該市民協働事業とともに行うことができる。

2 市民等は、自主事業を行うときは、あらかじめ市に届け出るものとする。自主事業を終了したときも同様とする。

(協働契約)

第12条 市は、第9条第1項の選定又は第10条第2項の決定により市民協働事業を行う場合は、規則で定める軽易なものを除き、当該市民協働事業を行う市民等と市民協働事業に関する契約（以下「協働契約」という。）を締結するものとする。

2 前項の協働契約には、事業目的、事業の進め方並びに役割、費用及び責任の分担その他規則で定める事項を定めるものとする。

(秘密の保持)

第13条 市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業を行うにつき知り得た秘密を漏らして

はならない。当該市民協働事業が終了した後も、また同様とする。

(負担)

第14条 市は、市民協働事業を行う市民等に対して、公益上必要な負担を負うものとする。この場合において、市は、市民等の自主性及び自立性を重んじるとともに、効率的・効果的なものとしなければならない。

(事業評価)

第15条 市及び市民等は、当該市民協働事業の終了後（当該市民協働事業が年度を越えて継続する場合は、年度終了後）に、事業の成果、役割分担等について、相互に評価を行うものとする。

2 前項の規定により評価を行った場合には、当該評価を公表するものとする。

第3節 中間支援組織

(中間支援組織)

第16条 市及び市民等は、市民協働事業を円滑に進めるため、中間支援組織の育成に努めるものとする。

2 市及び市民等は、中間支援組織の助言に対して誠実に対応するものとする。

第3章 市民協働推進委員会

(市民協働推進委員会)

第17条 市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市市民協働推進委員会（以下「市民協働推進委員会」という。

）を置く。

2 市民協働推進委員会は、市民協働の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

3 市民協働推進委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(組織)

第18条 市民協働推進委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市民等

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第19条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項の委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(報告)

第20条 市長は、市における市民協働の取組み状況について、適宜、議会に報告するものとする。

(読替え)

第21条 水道事業、交通事業及び病院事業並びに教育委員会において行う市民協働については、この条例（第3章及び附則第1項を除く。）の規定中「市長」とあるのは「公営企業管理者」又は「教育委員会又は教育長」と、「規則」とあるのは「企業管

理規程」又は「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(適用)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に始める市民協働から適用し、同日前に現に行われている市民協働については、なお従前の例による。

(見直し)

3 この条例の施行の日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

横浜市市民協働条例の施行期日を定める規則

横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市市民協働条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(提出する書類)

第3条 条例第7条第1項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 助成金の交付を受ける場合

ア 申請するとき

(ア) 助成金の交付を申請する書類

(イ) 助成金の交付を受けて行う事業の計画及び当該事業の収支予算を記載した書類

(ウ) 当該年度の活動計画及び収支予算を記載した書類

(エ) 前年度の活動実績及び収支計算を記載した書類

(オ) 規約、定款その他これらに類する書類

イ 交付を受けるとき

助成金の交付を決定した書類の写し

(2) 施設を優先的に使用する場合

ア 申請するとき

(ア) 施設の優先的使用を申請する書類

(イ) 施設を優先的に使用して行う事業の計画及び当該事業の収支予算を記載した書類

(ウ) 前号ア(ウ)から(オ)までに掲げる書類

イ 使用するとき

施設の優先的使用を決定した書類の写し

2 条例第7条第2項に規定する事業報告書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 助成金の交付を受けた場合 助成金の交付を受けて行った事業の結果及び当該事業の収支計算を記載した書類

(2) 施設を優先的に使用した場合 施設を優先的に使用して行った事業の結果及び当該事業の収支計算を記載した書類

(書類の閲覧)

第4条 条例第7条第4項の規定による閲覧は、次の表に定めるところにより行うものとする。

閲覧に供 する者 閲覧に 関する事項	市 民 等	市 長
閱 覧 場 所	主たる事務所の所在地又は代表者の住所その他市民等が指定する場所	助成金の交付又は施設の優先的使用を決定した部署の事務所
閱 覧 時 間	市民等が指定する時間	助成金の交付又は施設の優先的使用を決定した部署の事務所の事務取扱時間
閱 覧 期 間	前条第1項第1号及び第2号に掲げる書類にあっては助成金の交付を受け、又は施設を優先的に使用する日から、同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類にあっては当該書類を市長に提出した日からそれぞれ2年間とする。	

(協働契約の締結を要しないもの)

第5条 条例第12条第1項に規定する規則で定める軽易なものは、市民協働事業の規模、期間等を総合的に考慮し、軽易なものとして市長が認めるものとする。

(協働契約に定める事項)

第6条 条例第12条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 成果の帰属に関する事項
- (2) 条例第13条に規定する秘密の取扱いに関する事項
- (3) 事業実施期間
- (4) 契約の解除に関する事項
- (5) その他必要な事項

(委員長)

第7条 条例第17条第1項に規定する横浜市市民協働推進委員会（以下「市民協働推進委員会」という。）に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、市民協働推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

(市民協働推進委員会の会議)

第8条 市民協働推進委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 市民協働推進委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 市民協働推進委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第9条 市民協働推進委員会に、横浜市市民活動運営支援事業部会及び横浜市市民協働推進センター事業部会を置く。

- 2 横浜市市民活動運営支援事業部会は、条例第6条第1項の規定による市民公益活動に対する財政的支援に関し必要な事項を調査審議する。
- 3 横浜市市民協働推進センター事業部会は、条例第9条第1項の規定による選定又は条例第10条第2項の規定による決定、市民協働事業に係る財政的支援（前項に規定するものを除く。）その他の市民協働事業の推進に関し必要な事項を調査審議する。
- 4 各部会は、委員長が指名する委員及び次条第2項の規定に基づき市長が任命する専門委員をもって組織する。
- 5 各部会に部会長を置く。
- 6 第7条第2項から第4項までの規定は部会長について、前条の規定は部会の会議について、第11条の規定は部会長による関係者の意見聴取等について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員及び専門委員」と、「市民協働推進委員会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第10条 特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者、市民公益活動を行う市民等の代表者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員の任期は、2年以内で市長が定める期間とする。
- 4 専門委員は、再任されることができる。

(関係者の意見聴取等)

第11条 委員長は、市民協働推進委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第12条 市民協働推進委員会の庶務は、市民局において処理する。

(市民協働推進委員会の運営)

第13条 この規則に定めるもののほか、市民協働推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が市民協働推進委員会に諮って定める。

(委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後最初の市民協働推進委員会の会議は、市長が 招集する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

参 考

○横浜市市民活動推進条例

平成 12 年 3 月 27 日

条例第 26 号

市民のニーズが多様化、個別化する中であって、より豊かな市民生活を築くためには、行政及び企業の活動のみならず、地域住民組織の活動をはじめ、ボランティア活動など非営利で公益的な市民活動も加えた多様な主体によって地域の活動が担われる多元的な社会への展開が必要とされている。

市民活動は、自発性、柔軟性、独創性といった多くの特性を持っており、本来自主的、自立的に行われるものであるが、一方で市民活動と行政とが互いにその長所を認め合い、適切なパートナーシップの関係を築き、協働した活動を進めることが求められている。

こうした協働に当たっては、その活動内容などが市民に開かれていることが重要となってくる。

横浜市はこうした市民活動を市民の理解のもとに推進し、市民一人ひとりが豊かに暮らせる地域社会の実現を目指すためこの条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、市民活動の推進に関する施策の基本的事項を定め、横浜市(以下「市」という。)及び市民活動を行うものの責務を明らかにするとともに、市民活動の推進を図り、もって活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市民活動」とは、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 公益を害するおそれのあるものの活動

(市の責務)

第 3 条 市は、市民活動の推進に資する施策により、市民活動が活発に行われる環境づくりに努めるものとする。

(市民活動を行うものの責務)

第 4 条 市民活動を行うものは、その特性を生かしながら活動を行うとともに、活動内容が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

(協力して事業を行う場合の基本原則)

第5条 市民活動を行うもの及び市は、協力して事業を行うに当たっては、次に掲げる基本原則に基づき事業を進めるものとする。

- (1) 市民活動を行うもの及び市は、対等の立場に立ち、相互に理解を深めること。
- (2) 市民活動を行うもの及び市は、当該事業について目的を共有するとともに、その情報を公開すること。
- (3) 市は、市民活動の自主性及び自立性を尊重すること。

(市の施策)

第6条 市は、市民活動を推進するため、情報及び活動場所の提供並びに財政的支援等、予算の範囲内で適切な施策を実施するものとする。

(基金の設置)

第7条 市民活動を行うものに対する市民、事業者等による支援が活発に行われる環境づくりに資するとともに、市民活動を行うものに対する財政的支援を円滑に行うことにより市民活動の推進を図るため、横浜市市民活動推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(平17条例46・追加)

(積立て)

第8条 基金に積み立てる額は、歳入歳出予算をもって定める。

(平17条例46・追加)

(管理)

第9条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(平17条例46・追加)

(運用益金の処理)

第10条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

(平17条例46・追加)

(処分)

第11条 基金は、その設置の目的を達成するため必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(平17条例46・追加)

(事業報告書等の提出及び閲覧)

第12条 市民活動を行うものは、市から助成金の交付、施設の優先的使用等特別な支援を受けて事業を行うときは、あらかじめ規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

- 2 市民活動を行うものは、前項の事業が終了したときは、規則で定める書類を速やかに市長に提出しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定により提出された書類について、当該市民活動を行うものに報告又は説明を求め、その結果に基づいて必要な措置を講ずることができる。

4 市民活動を行うもの及び市長は、規則の定めるところにより、第1項及び第2項に規定する書類又はその写しを、一般の閲覧に供しなければならない。

(平17条例46・旧第7条繰下)

(横浜市市民活動推進委員会の設置)

第13条 市長の諮問に応じ、市民活動の推進に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市市民活動推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市民活動の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

3 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(平17条例46・旧第8条繰下)

(組織)

第14条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市民活動を行うものの代表者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(平17条例46・旧第9条繰下)

(委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平17条例46・旧第10条繰下)

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例46・旧第11条繰下)

附 則

この条例は、平成12年7月1日から施行する。

附 則(平成17年3月条例第46号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

版数	発行年月	改訂内容
第1版	平成25年4月	初版
第2版	令和2年7月	<ul style="list-style-type: none">・誤字を修正・「市民活動支援センター」を「市民協働推進センター」に変更